

# 第 6 編

## 資料



I 事務日程

第24回参議院議員通常選挙 事務日程  
【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

1 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
1月7日	木	▲ 167	▲ 185	・政治活動用ポスターの掲示の制限について（法143⑩、⑪） （任期満了前6月（1月25日）～選挙の期日まで）	
3月18日	金	▲ 96	▲ 114	第3回選挙管理委員会（13:30～14:30）	選挙管理委員会
4月3日	日	▲ 80	▲ 98	香枝市長選挙告示日	
4月6日	水	▲ 77	▲ 95	任期満了前90日における寄附の禁止の強化について（法199の2、199の5） （任期満了前90日（4月26日）～選挙の期日まで）	
4月10日	日	▲ 73	▲ 91	香枝市長選挙投票日	
4月13日	水	▲ 70	▲ 88	五島海区漁業調整委員会委員補欠選挙告示日	
4月19日	火	▲ 64	▲ 82	長与町長選挙告示日	
4月22日	金	▲ 61	▲ 79	五島海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票日	
4月24日	日	▲ 59	▲ 77	長与町長選挙投票日	
4月26日	火	▲ 57	▲ 75	第4回選挙管理委員会（13:30～14:30） ・投票用紙の様式及び規格について ・ポスター掲示場の区画数について ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数（法150③、実施規程2⑤）ほか	選挙管理委員会
4月27日	水	▲ 56	▲ 74	長崎県各市町選挙管理委員会連合会総会	五島市
4月28日	木	▲ 55	▲ 73	都道府県選挙管理委員会委員長・書記長会議（10:00～12:00） 都道府県選挙管理委員会選挙担当係長会議（13:00～15:30）	総務省 総務省
5月10日	火	▲ 43	▲ 61	不在者投票指定施設説明会（13:30～15:00） 【委員会告示】 ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数 在外投票用紙到着（総務省から）	県央地区
5月11日	水	▲ 42	▲ 60	不在者投票指定施設説明会（13:30～15:00）	県北地区
5月12日	木	▲ 41	▲ 59	第5回選挙管理委員会（13:30～14:30）	選挙管理委員会
5月17日	火	▲ 36	▲ 54	地方書記室担当者説明会（海区一般担当者会議）（13:30～16:30）	第1別館5階第2会議室
5月18日	水	▲ 35	▲ 53	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議（9:30～12:00） 海区一般選挙市町選挙管理委員会事務担当者会議（13:00～15:00）	「えきまえ」いきいき広場
5月19日	木	▲ 34	▲ 52	政見放送打合わせ（13:30～15:00）	未定
5月24日	火	▲ 29	▲ 47	長崎県明るい選挙推進協議会総会及び意見交換会（14:30～16:30）	長崎県市町村会館
5月28日	土	▲ 25	▲ 43	投票用紙の原版作成（10:00～12:00）	印刷所
5月29日	日	▲ 24	▲ 42	投票用紙の印刷（9:00～17:00） 明るい参議院選挙推進全国大会（明推協）	印刷所 東京都
5月30日	月	▲ 23	▲ 41	投票用紙の裁断①・投票用紙の点字表示刻印①（9:00～17:00）	印刷所
5月31日	火	▲ 22	▲ 40	投票用紙の裁断②・投票用紙点字表示刻印②（9:00～17:00）	印刷所
6月1日	水	▲ 21	▲ 39	投票用紙等の搬入・梱包（9:00～12:00）	本館2階会議室
6月2日	木	▲ 20	▲ 38	投票用紙等の発送（6:30～7:45） 口選挙人名簿登録者数記者投込み（6月定時）	本館2階会議室
6月3日	金	▲ 19	▲ 37	第6回選挙管理委員会（10:30～11:30） 立候補予定者・政党等説明会（13:00～17:00）	選挙管理委員会 長崎県総合福祉センター
6月6日	月	▲ 16	▲ 34	開票速報記者レク（10:30～11:00）	県政記者クラブ
6月9日	木	▲ 13	▲ 31	■第1回開票速報リハーサル（オンライン） ・選挙公報の印刷・発送にかかる打合わせ（13:30～14:30）	選挙管理委員会 印刷所
6月10日	金	▲ 12	▲ 30	■第1回公示日リハーサル（オンライン）	選挙管理委員会

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月13日	月	▲ 9	▲ 27	立候補届出書類の事前審査開始（～6月17日（金）） 表示板、標旗、腕章、ピラ証紙の納品	選挙管理委員会
6月14日	火	▲ 8	▲ 26	ピラ証紙の枚数確認（9:00～17:00）	本館2階会議室
6月16日	木	▲ 6	▲ 24	■第2回公示日リハーサル（オンライン） 政見放送事前申込み（14:00～） 【委員会告示】 ・選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間（法22②、令14②） ・ポスター掲示開始期日（法144の2⑤） 名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙の印刷開始（出来次第送付）	選挙管理委員会
6月17日	金	▲ 5	▲ 23	公営物資の箱詰め（10:00～11:00）	本館2階会議室
6月19日	日	▲ 3	▲ 21	名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙の市町への到着完了	
6月20日	月	▲ 2	▲ 20	政見放送事前収録	実施放送局
6月21日	火	▲ 1	▲ 19	立候補届出受付リハーサル・会場設営（13:30～15:00） 立候補届出受付リハーサル（15:00～17:00） 【選挙人名簿登録基準日・登録日】 口選挙人名簿登録者数速報受理（法22②、地自法第74④）	第1別館5階会議室 第1別館5階会議室 15:00 記者発表
6月22日	水	0	▲ 18	◎公示日 【委員会告示】 ・線上投票区及び投票期日（法56、令46①） ・投票用紙の様式及び規格 ・選挙長及び同職務代理者の選任（法75、令80、81） ・選挙分会長及び同職務代理者の選任（法75、令80、81） ・選挙会を行う場所及び日時（法78） ・選挙分会を行う場所及び日時（法78） ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（法169⑤） ・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時（実施規程14①） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（法175③、⑤） ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①、②、令129） ・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか（地自法74ほか） ・選挙運動費用支出制限額（法194①、196） 【選挙長告示】 ・選挙長の執務場所（県規3②） ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） ・候補者届出書の受理（法86⑬） ※ 以下、「立候補届出」と表記 【選挙分会長告示】 ・選挙分会長の執務場所（県規3②） ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） 【選挙区・立候補届出受理等関係事務】 ・立候補届出受理（8:30～17:00）（法86の4①、②） ・立候補届出受理の際、違反文書にかかる撤去指導文書の交付 ・立候補届出受理の報告（法86の4①） ・立候補届出受理の通知（令92⑨、①） ・照会 ・速報（総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ）	実施放送局

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月22日	水	0	▲ 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営物資（法141⑤、県規8ほか）、証明書等（法149①、規則20①ほか）の交付</li> <li>選挙区選挙公報原稿の印刷所持込み（当日分）</li> <li>選挙事務所の設置・異動届の受付開始（法130②、令108）</li> <li>出納責任者の選任・異動届の受付開始（法180③、182）</li> <li>選挙運動事務員等届出書の受付開始（法197の2⑤、令129③）</li> <li>選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①）</li> <li>選挙公報掲載申請の期限（翌日17時）（法168①）</li> <li>選挙公営にかかる契約締結の届出等の受付開始（法141⑦、県規17ほか）</li> <li>政見放送申込みの期限（法150①、実施規程5④）</li> <li>政見放送及び経歴放送順序を定めるくじの実施（実施規程14①）</li> <li>政見放送の日時の通知（実施規程14③）</li> <li>立候補辞退届出の期限（17時）（法86の4⑩）</li> <li>県選管ホームページに候補者の情報掲載</li> <li>点字の候補者名簿の発注</li> <li>「選挙のお知らせ（点字・音声版）」の発注（要事前打合せ）</li> <li>推薦団体確認申請受理・確認書交付・通知（法201の4）</li> <li>推薦演説会開催周知用ポスターの検印（法201の4⑦、⑨、県規62～64）</li> </ul>	10:30頃
				<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿届出政党等の通知受理、市町・地方書記室への通知（令92⑥、⑤）</li> <li>選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①）</li> <li>選挙事務所の設置、異動届の受付開始（法130②、令108）</li> <li>投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤、県規53①）</li> <li>投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載内容の送付（法175③）</li> <li>点字の名簿届出政党等名簿の発注</li> <li>県選管ホームページに名簿届出政党等の情報掲載（総務省ホームページへのリンク）</li> </ul>	17:30
				<ul style="list-style-type: none"> <li>【確認団体関係】</li> <li>確認団体の通知受理（法201の6④）・市町、地方書記室通知</li> <li>政談演説会開催申出受付開始（法201の11②、令129の5）</li> <li>政談演説会開催周知用立札等の表示交付開始（法201の11⑩、県規74）</li> </ul>	印刷者 作成者
				<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 17</li> <li>選挙公報掲載申請の期限（17時）（法168①）</li> <li>選挙区・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤）</li> <li>比例代表・選挙公報掲載申請政党等の数及び掲載ページ等の通知受理</li> <li>比例代表・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤）</li> <li>選挙区・選挙公報版下及びフィルム作成、検査（19:30～21:00）</li> </ul>	18:00
				<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 14</li> <li>比例代表・選挙公報原稿受理（10:00～）</li> <li>比例代表・選挙公報印刷所持込み（～16:00）</li> <li>比例代表・選挙公報版下及びフィルム作成、検査（19:30～21:00）</li> <li>投票所における名簿届出政党等の名称等掲示の印刷（出来次第送付）</li> </ul>	19:00 印刷所
				<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 13</li> <li>選挙公報印刷・市町への発送開始（～6月28日）</li> <li>□期日前投票者数速報受理（1回目）（～10:00）</li> </ul>	印刷所 12:00 記者発表
				<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 12</li> <li>選挙公報の市町への発送完了</li> <li>第7回選挙管理委員会</li> <li>点字の候補者等名簿及び選挙のお知らせの市町への発送開始</li> </ul>	選挙管理委員会

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月29日	水	7	▲ 11	選挙公報の市町への到着完了	
6月30日	木	8	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2回投開票速報リハーサル（オンライン）</li> <li>比例代表補充名簿届出期限（法86の4⑥）</li> <li>比例代表名簿取下期限（法86の4⑥）</li> <li>点字の候補者等名簿の到着完了</li> <li>投票所における名簿届出政党等名称等掲示の市町への到着完了</li> </ul>	
7月2日	土	10	▲ 8	街頭啓発パレード（長崎市内実施分）（13:30～）	
7月4日	月	12	▲ 6	□期日前投票者数速報受理（2回目）（～10:00）	12:00 記者発表
7月6日	水	14	▲ 4	職員の前日投票実施	
7月7日	木	15	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区選挙補充立候補届出期限（法86の4⑤）</li> <li>■第3回投開票速報リハーサル（オンライン）</li> <li>街頭啓発（長崎市内実施分）</li> <li>投開票速報リハーサル（18:00～）</li> <li>選挙立会人届出期限（法76、62①）</li> <li>選挙立会人のくじの実施、選任、通知（法76、62②）</li> </ul>	
7月8日	金	16	▲ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙公報各世帯配布期限（法170①）</li> <li>街頭啓発（長崎市内実施分）</li> <li>政見放送最終日（実施規程12②）</li> </ul>	
7月9日	土	17	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎線上投票区投票日（法56）</li> <li>・街頭啓発</li> <li>・期日前投票及び不在者投票最終日</li> <li>・投開票速報等の準備完了</li> <li>・選挙運動最終日（法129）</li> <li>□期日前投票者数速報受理（3回目）（～10:00）</li> <li>□選挙当日有権者数速報受理</li> <li>□線上投票区投票結果速報受理</li> </ul>	12:00 記者発表 翌日10:00 記者発表 集計完了次第 記者発表
7月10日	日	18	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎選挙期日【投開票日】</li> <li>・選挙事務所廃止届の受付</li> <li>□選挙当日有権者数記者発表（10:00）</li> <li>□期日前投票者数速報受理（最終）（～10:00）</li> <li>□推定投票率受理・記者発表（以下、同じ。）</li> <li>□投票結果速報・開票状況中間・結果速報</li> </ul>	第1別館5階会議室 12:00 記者発表
7月11日	月	19	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投開票速報会場撤収</li> <li>・投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領）（海区投票用紙等の配付）</li> <li>・当選証書の作成</li> </ul>	第1別館5階会議室 第1別館5階会議室
7月12日	火	20	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領）（海区投票用紙等の配付）</li> </ul>	第1別館5階会議室
7月13日	水	21	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区選挙会（法80）（9:30～）</li> <li>・比例代表選挙分会（法80）（10:30～）</li> <li>・選挙管理委員会あての選挙区当選人の決定報告の作成（法101の3①）</li> <li>・第8回選挙管理委員会（13:00～13:45）</li> <li>・当選の告知（法101の3②）</li> <li>・当選証書付与式（法105①）（14:00～）</li> <li>・当選人の住所及び氏名の告示（法101の3②）</li> </ul>	第1別館5階会議室 第1別館5階会議室 選挙管理委員会 特別応接室 特別応接室
7月14日	木	22	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区選挙の当選人に関する報告（総務大臣あて）（法108①）</li> <li>・比例代表の選挙分会報告（選挙長あて）（法81①）</li> </ul>	総務省 総務省
7月25日	月	33	15	選挙運動用収支報告書（第1回目）提出期限（法189①）	
8月9日	火	48	30	選挙の効力に関する訴訟提起期限（法204）	
8月12日	金	51	33	当選の効力に関する訴訟提起期限（法208）	
8月15日	月	54	36	供託証明書返還開始（訴訟提起がない場合）（法93、令93）	

第24回参議院議員通常選挙 事務日程

【6月22日公示日・7月10日選挙期日】

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				<ul style="list-style-type: none"> <li>不在者投票記載場所の決定（令56、57）</li> <li>投票管理者（市町選管委員長）の事務補助執行者の決定、事務分担の作成</li> <li>不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定（令53） （公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前2日（6月20日）以降）</li> <li>不在者投票請求の受理（令50①、④）</li> </ul>	
				11. 在外選挙投票 <ul style="list-style-type: none"> <li>在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理（令65の11①） （選挙期日前4日前まで） （参議院議員の任期満了日前60日にあたる日（5月26日）から投票用紙等を郵送することができる。）（令65の11、在外則23）</li> </ul>	
				12. 開票管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>開票管理者、同職務代理者の選任（内定）（法61、令67）</li> <li>開票所・開票場所・開票開始時刻の決定（法63、64）</li> <li>開票立会人のくじを行う場所及び日時決定（法62②） （選挙期日前3日（7月7日）午後5時以降）</li> </ul>	
				13. 選挙公報 <ul style="list-style-type: none"> <li>配布計画の作成等（法170①、②）</li> </ul>	
5月18日	水	▲ 35	▲ 53	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議（9:30～12:00） 海区一般選挙市町選挙管理委員会事務担当者会議（13:00～15:00）	「えきまえ」いきいき広場
5月23日	月	▲ 30	▲ 48	・市区町村オンラインシステムルーター（導通）テスト（～5/27）	
6月2日	木	▲ 20	▲ 38	・選挙人名簿登録（6月定時登録）	
6月2日	木	▲ 20	▲ 38	・投票用紙等の受領完了	
6月3日	金	▲ 19	▲ 37	立候補予定者説明会（13:00～17:00）（市町の出席は不要）	長崎県総合福祉センター
6月9日	木	▲ 13	▲ 31	■第1回開票速報リハーサル（オンライン）	
6月16日	木	▲ 6	▲ 24	・名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙印刷・発送開始	
6月19日	日	▲ 3	▲ 21	○選挙人名簿（選挙時登録）縦覧場所の告示期限（法23②） ○在外選挙人名簿縦覧場所の告示期限（法30の7②） ・名簿届出政党等名称等掲示貼付用台紙の受領完了	
6月20日	月	▲ 2	▲ 20	・ポスター掲示場の設置期限（要領） ○ポスター掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2①、④） ・特定国外派遣隊員の不在者投票投票用紙等の発送開始（令59の5の4⑦）	
6月21日	火	▲ 1	▲ 19	【選挙人名簿登録基準日・登録日】（法22②） ・選挙人名簿登録者数の県選管への報告（～11:00）（令22①、要領） ○選挙人名簿登録抹消の告示（随時）（法28） ○選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数の告示（地自法74ほか） ・不在者投票投票用紙等の発送開始（令53①）	
6月22日	水	0	▲ 18	◎公示日【諸告示の執行等】 ○投票所の告示（法41①） ○投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法37②、令24①、25） ○投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法175③、⑤、県規53③） ○期日前投票所の告示（令49の7、令25） ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所及び氏名等の告示、選任通知（令49の7、25、27）	

2 市町の事務

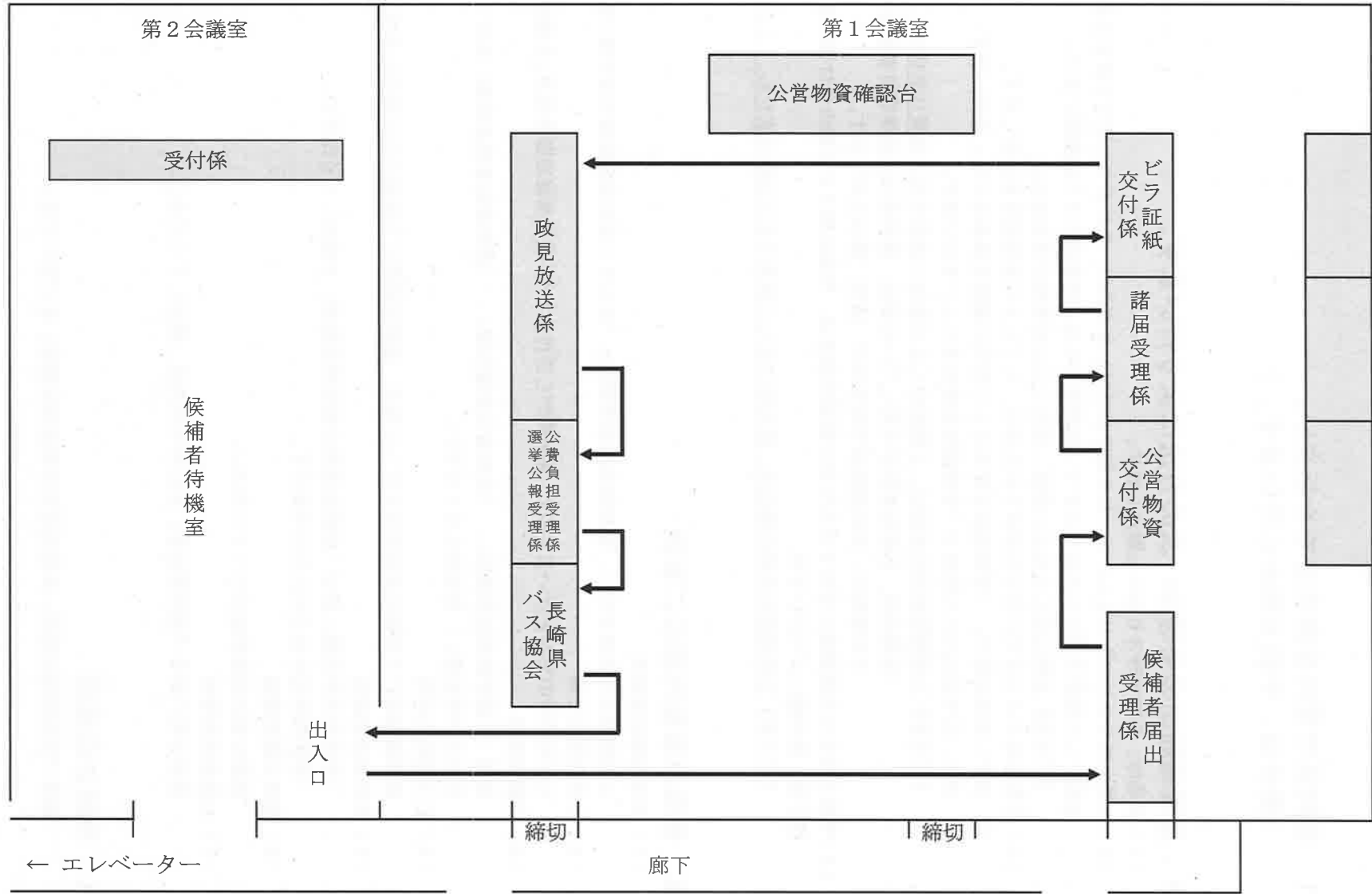
月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				※ 選挙期日の公示前に準備・処理する主な事務 <ol style="list-style-type: none"> <li>開票日の分割協議（法18②）</li> <li>投票区の見直し（投票区の告示）（法17②、③）</li> <li>執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整備</li> <li>ポスター掲示場                             <ul style="list-style-type: none"> <li>減少協議（法144の2②）</li> <li>掲示場設置場所の選定（法144の2、令111）</li> <li>掲示場設置図面の作成（令111の2、要領）</li> <li>掲示場の設置（公示前2日まで）（法144の2、県規28）</li> <li>掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2④）</li> <li>立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付 （公示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2部以内）（令111の2、要領）</li> </ul> </li> <li>個人演説会（公営施設使用）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認（法161③、令121）</li> <li>指定施設の県委員会への報告（法161③）</li> <li>公営施設管理者からの行事等使用予定表等徴収、使用予定表の作成（令118）</li> <li>施設利用に関する定め承認、会場使用料の公表（令119②、121）</li> </ul> </li> <li>選挙人名簿                             <ul style="list-style-type: none"> <li>登録の移替えを行わない期間の決定・広報（告示）（令17ただし書き） （登録の移替えの留保可能期間（5月26日～選挙期日））</li> <li>選挙人名簿の縦覧場所の決定（法23②）</li> <li>選挙人名簿の登録予定者の調査（法21④）</li> <li>選挙人名簿の整理及び抄本の作成（法19④、27）</li> </ul> </li> <li>在外選挙人名簿                             <ul style="list-style-type: none"> <li>登録事務の迅速化（公示日～選挙期日は登録ができない。）（法30の6②）</li> </ul> </li> <li>投票管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>投票期日の繰上げ内申（該当市町）（法56、令46）</li> <li>投票時刻の繰上げ・繰下げの届出（該当市町）（法40①ただし書き）</li> <li>投票管理者、同職務代理者の選任（内定）（法37、令24）</li> <li>投票立会人の選任（内定）（法38、令27）</li> <li>投票所の設置場所の決定（法39）</li> <li>不在者投票にかかる指定投票区等の決定（法37⑦）</li> <li>各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成</li> <li>選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定（法175③、県規53③）</li> <li>投票所入場券の作成（準備）（令31）</li> <li>転出（予定）者に対する案内通知の作成（準備）</li> </ul> </li> <li>期日前投票管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定</li> <li>投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定</li> <li>投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任（内定）及び内定者等への事務手続き（通知）</li> <li>詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明</li> <li>投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備</li> <li>複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討</li> </ul> </li> <li>不在者投票                             <ul style="list-style-type: none"> <li>不在者投票指定施設の県選管への指定依頼（該当市町）（令55②）</li> <li>不在者投票用紙等の交付場所の決定（令53、54）</li> </ul> </li> </ol>	

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
6月22日	水	0	▲ 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在外選挙人が投票を行う期日前投票所指定の告示（令65の13ほか）</li> <li>○不在者投票用紙等の交付場所の告示</li> <li>○開票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法61②、令68）</li> <li>○開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法62⑥）</li> <li>○開票の場所及び日時の告示（法64）</li> <li>・投票立会人の選任及び通知（本人及び投票管理者）（法38①、令27）</li> <li>・期日前投票所の投票立会人選任及び通知（本人及び投票管理者）（法48の②、38①、令49の7、27）</li> <li>・投票所入場券の交付開始（令31）</li> <li>・選挙区候補者氏名等の通知受理（令92⑨、①）及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知（令92⑨、②）</li> <li>・比例代表名簿届出政党等の名称等の通知受理（令92⑥）及び名簿届出政党等の名称等の投票管理者、開票管理者への通知（令92⑥、②）</li> <li>・諸届受理</li> <li>選挙事務所設置届の受付開始（法130②、令108）</li> <li>開票立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法62、令69）</li> <li>公営施設使用の個人演説会開催申出書の受付開始（法163、令112①）</li> <li>・選挙人名簿（選挙時登録）の縦覧（公示日のみ）（法23①）</li> <li>・在外選挙人名簿の縦覧（公示日のみ）（法30の7①）</li> <li>・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤）</li> <li>・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載順序の通知受理（法175、県規53②）</li> <li>・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）に掲示する選挙区候補者氏名等・比例代表名簿届出政党等の名称等の氏名等掲示の作成（法175⑤）</li> <li>・期日前投票所及び不在者投票所の準備完了</li> <li>【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】（法37⑦）</li> <li>○指定投票区及び指定関係投票区の告示（あらかじめ）（令26②）</li> <li>・指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告（あらかじめ）（令26②）</li> <li>【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例該当市町】</li> <li>・繰上投票期日の県選管からの通知受理（あらかじめ）（令46①）及び投票管理者、開票管理者への通知（令46②）</li> <li>○投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法40②）</li> <li>・投票管理者への通知（法40②）</li> <li>・県選管への届出（あらかじめ）（法40②）</li> <li>【期日前投票所開閉時刻の特例該当市町】</li> <li>○期日前投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法48の2③、40②）及び投票管理者への通知（法48の2、40②）</li> </ul>	17:00以降
6月23日	木	1	▲ 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票所及び不在者投票記載場所における選挙区候補者氏名等・名簿届出政党等の名称等の掲示開始（法175②）</li> <li>・期日前投票の開始（法48の2①）</li> <li>・不在者投票の開始（法49）</li> </ul>	
6月24日	金	2	▲ 16	・公営施設使用の個人演説会等の開催開始（法161）	
6月26日	日	4	▲ 14	・投票所における比例代表名簿届出政党等の名称等の印刷・発送開始	
6月27日	月	5	▲ 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙公報の受領（～6月28日）（法170①ほか）</li> <li>□期日前投票者数速報（1回目）（～10:00）</li> </ul>	
6月30日	木	8	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2回投開票速報リハーサル（オンライン）</li> <li>・点字の候補者等名簿の受領完了</li> <li>・投票所における比例代表名簿届出政党等の名称等の受領完了</li> </ul>	

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月3日	日	11	▲ 7	・「選挙のお知らせ（点字・音声版等）」の受領（～7月5日頃）	
7月4日	月	12	▲ 6	□期日前投票者数速報（2回目）（～10:00）	
7月5日	火	13	▲ 5	○投票所の告示期限（法41①）	
7月6日	水	14	▲ 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便等不在者投票にかかる投票用紙等請求期限（17時まで）（法49、令59の4①）</li> <li>・在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求期限（17時まで）（令65の11①）</li> </ul>	
7月7日	木	15	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第3回投開票速報リハーサル（オンライン）</li> <li>（・投票立会人の選任、通知期限（法38①、令27））</li> <li>・特定国外派遣組織の不在者投票にかかる投票用紙等請求期限（17時まで）（法49、令59の5の4⑤）</li> <li>【開票立会人届出期限】</li> <li>・開票立会人のくじの実施（法62②、④）</li> <li>・3人に満たない場合の選任、本人への通知（法62⑧）</li> <li>・開票立会人にかかる開票管理者への通知（令70の2②）</li> <li>【▲補充立候補届出期限】（17時まで）（法86の4③）</li> <li>・（補充立候補があった場合）選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施（法175③ただし書き）</li> </ul>	17:00以降 17:00以降
7月8日	金	16	▲ 2	・選挙公報の各世帯配布期限（法170①）	
7月9日	土	17	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎繰上投票区投票日（法56）</li> <li>□期日前投票者数速報（3回目）（～10:00）</li> <li>・期日前投票及び不在者投票最終日（法48の2ほか）</li> <li>・選挙人名簿抄本の投票管理者への送付（令28）</li> <li>・投票所入場券配布完了（令31）</li> <li>・投票所、開票所の準備完了</li> <li>□選挙当日有権者数速報（～22:00）</li> <li>□繰上投票区投票結果速報</li> </ul>	
7月10日	日	18	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎選挙期日</li> <li>・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖（法132）及び選挙事務所廃止届の受付</li> <li>・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認（法175①）</li> <li>・不在者投票及び不在者投票調書の送致（令60②、61②）</li> <li>□期日前投票者数速報（最終）（～10:00）</li> <li>□投開票結果等速報</li> </ul>	
7月11日	月	19	1	・投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領）（海区投票用紙等の受領）	
7月12日	火	20	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領）（海区投票用紙等の受領）</li> <li>・選挙結果報告等（要領）</li> <li>・執行経費等の報告、受入等</li> </ul>	

II 立候補

参議院長崎県選挙区選出議員選挙 立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図



## 候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。  
(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

(1) 受理は、午前8時30分から開始します。

(2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。

【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。

(3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。

① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。

② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。

【ご注意】立候補届受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。

(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。  
その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。)

(4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。

【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。( (3) と同様)

3. 各系の事務内容のご案内

(1) 候補者届出受理係

立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。

(2) 公営物資交付係

公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された「候補者届出書受理票」を提出してください。

(3) 諸届受理係

諸届(「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務員等届」及び「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」)を提出してください。

(4) ビラ証紙交付係

選挙運動用ビラ証紙の交付申出を行った場合、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。

(5) 政見放送受理係

「政見放送申込書」及び「経歴放送用の候補者経歴書」を提出してください。

(事前の申込みをされた方は不要です。)

(6) 選挙公報受理係

選挙公報の掲載申請を行ってください。

(7) 公費負担受理係

選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 平成28年6月23日(木)午後6時  
選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施場所 長崎県選挙管理委員会書記室



III 速報

1 記者発表要領

1 発表の種類及び内容等 【6月22日(水) 公示、7月10日(日) 選挙期日】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月 日	時 間		
1 選挙人名簿登録者数	6月21日(火) (公示日の前日)	集計完了次第 (15時頃)	市町別、男女別の選挙人名簿登録者総数及び前回の選挙人名簿登録者数 (国内+在外、国内、在外)	参発-1号 【メール】【HP】
2 立候補受理状況 (選挙区)	6月22日(水) (公示日)	10時15分 15時15分 17時15分	立候補者一覧表 (届出受理番号、受理時刻、届出の別、氏名、性別、本籍、住所、生年月日、年齢、党派、職業、新現元の別)	参発-2号 【メール】
3 期日前投票者数 (選挙区)	【第1回目】 6月27日(月) (選挙期日13日前)	12時	市町別に6月26日(日)現在の期日前投票者数及び投票率 (対選挙人名簿登録者数比)	参発-期日前 【メール】 【HP】
	【第2回目】 7月4日(月) (選挙期日6日前)	12時	市町別に7月3日(日)現在の期日前投票者数及び投票率 (対選挙人名簿登録者数比)	
	【第3回目】 7月9日(土) (選挙期日の前日)	12時	市町別に7月8日(金)現在の期日前投票者数及び投票率 (対選挙人名簿登録者数比)	
	【最終】 7月10日(日) (選挙期日)	12時	市町別に期日前投票者総数 (最終)及び投票率 (対当日有権者数比)	
4 繰上投票区投票結果 (選挙区)	7月9日(土) (選挙期日の前日)	集計完了次第 (22時30分頃見込み)	繰上投票区別、男女別の選挙当日有権者数、投票者数、投票率及び前回投票率	参発-3号 【メール】
5 選挙当日有権者数	7月10日(日) (選挙期日)	10時	市町別、男女別の選挙当日有権者数(国内+在外、国内、在外)	参発-4号 【メール】【HP】
6 推定投票率 (選挙区)	7月10日(日) (選挙期日)	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 19時30分現在 をそれぞれ、 計算次第 (各現在時の 50分後)	市町別、男女別の推定投票率及び前回同時刻の推定投票率	参発-5号 【メール】【HP】
7 投票結果 (選挙区・比例代表)	7月10日(日) (選挙期日)	集計完了次第 (23時過ぎ)	市町別、男女別の選挙当日有権者数、投票者数、投票率並びに前回投票率との差 (国内+在外、国内、在外)	選挙区・様式1-1、1-2、1-3 比 例・様式1-1、1-2、1-3 【メール】【HP】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月 日	時 間		
8 開票状況・開票結果 (選挙区)	7月10日(日) (選挙期日～)	22時30分を第1回目として30分ごとに	<開票状況> 市町別、候補者別の得票数及び開票進捗率  <開票結果> 市町別、候補者別の得票数、有効投票数、無効投票数、投票総数及び投票者総数	選挙区・様式2 選挙区・様式3  【メール】【HP】
9 開票結果 (比例代表)	7月10日(日) (選挙期日～)	23時を第1回目として1時間ごとに	市町別、名簿届出政党等別、候補者別の得票数、有効投票数、無効投票数、投票総数及び投票者総数 ※各市町の確定結果のみ	比例・様式2～6  【メール】【HP】

※【メール】：電子メールによる資料提供 【HP】：県選管ホームページによる資料提供

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2と4を除く1～9については、県選管ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/senkyo/>) にも掲載します。

上記「発表の種類」	1. 3. 4. 5. 6	エクセルファイル
	2	PDFファイル
	7. 8. 9	エクセルファイル及びCSVファイル(総務省CSV)

※CSVファイルは、市町単位及び県集計

【各社指定のEメールアドレスについて】

各社指定のEメールアドレス(2つまで)について、下記により報告をお願いします。

(1) 各社指定のEメールアドレス(2つ指定する場合はそれぞれのEメールアドレス) から、下記Eメールアドレスあてに6月13日(月)17時までにメールを送信してください。

なお、メール送信の際は、必ずメールの本文に次の①～④を明記してください。

- ① 送信先の名称等(例えば「〇〇新聞社〇〇課」のように具体的に記入)
- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先電話番号
- ④ FAX番号

【送信先Eメールアドレス】 senkan@pref.nagasaki.lg.jp

※記者発表は、このEメールアドレスから送信します。

(2) (1)のメール受信を確認しましたら、受信確認のメールを返信いたします。

(3) 6月15日(水)に1回目のメール送信テストを行いますので、受信を確認(添付ファイルが開くかどうかを確認)次第、受信確認のメール(社名・担当者名を明記)の返信をお願いします。

### 3 参考資料の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	備考	
1 開票状況個票（中間） （選挙区）	市町の選挙区の開票状況中間速報の個票 ＜チェックリスト＞の写し 〔県選管への報告：概ね50%開票時点〕 ※ただし、長崎市及び佐世保市については以下のとおり。	A4サイズ  【メール】	様式A
2 開票状況個票（確定） （選挙区）	市町の選挙区の開票結果（確定）速報の個票 ＜チェックリスト＞の写し 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	A4サイズ  【メール】	様式B 1～2
3 開票結果個票 （比例代表）	市町の比例代表の開票結果（確定）速報の 個票＜チェックリスト＞の写し 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	A4サイズ  【メール】	様式C 1～2

#### ○開票結果速報時刻（予定）長崎市・佐世保市選挙→県選管

市名	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30
長崎市	—	30%	70%	90%	95%
佐世保市	10%	40%	80%	95%	100%

### 4 その他

- (1) 県選管開票速報本部（投開票速報集計会場）の設置場所：県庁第1別館5階会議室
- (2) この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。
  - ① 各報道機関は、取材に当たって各市町選挙管理委員会の投開票事務に支障のないようご注意ください。
  - ② 投開票集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。
  - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、全て幹事社を通じて行います。
  - ④ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。

県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 上原 大善

## 2 速報実施要領

第24回参議院議員通常選挙における投開票結果等の速報について、市町選挙管理委員会が行う事務については、この要領に定めるところによります。

### 1. 速報実施方法

2. 速報の種類中、「(1)選挙人名簿登録者数」から「(8)推定投票率」にかかる速報については、全市町とも、直接、当委員会へFAXにより報告してください。

「(9)投票結果」、「(10)開票状況(中間)・開票結果」及び「(11)開票結果」については、投開票オンラインシステムにより報告し、その際、投開票オンラインシステムから出力したチェックリスト(選挙区投票結果、比例代表投票結果、選挙区開票状況、選挙区開票結果、選挙区開票結果投票総数、比例代表開票結果、比例代表開票結果投票総数)をあわせてFAXしてください。

また、按分票がある場合は、開票結果を報告する際に、選挙区選挙は参受-6号 付表(按分票の計算基礎調)、比例代表選挙は開票結果のチェックリスト(オンライン出力したもの)及び開票録の写し(有効投票の内訳(別紙1・別紙2))をFAXしてください。

### 2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		対象市町	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(1) 選挙人名簿登録者数 (選挙時登録)	6月21日(火) (公示日の前日)	11:00までに	全市町	在外選挙人名簿登録者数を含む。	参受-1号の1 1号の2
(2) 期日前投票投票者数 (第1回目) 【選挙区】	6月27日(月) (選挙期日前13日)	10:00までに	全市町	6月26日までの投票者数の累計報告	参受-1期日前
(3) 期日前投票投票者数 (第2回目) 【選挙区】	7月4日(月) (選挙期日前6日)	10:00までに	全市町	7月3日までの投票者数の累計報告	参受-1期日前

速報の種類	速報の日時		対象市町	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(4) 期日前投票投票者数 (第3回目) 【選挙区】	7月9日(土) (選挙期日の前日)	10:00までに	全市町	7月8日までの投票者数の累計報告	参受-1期日前
(5) 線上投票区投票結果 【選挙区】	7月9日(土) (選挙期日の前日)	投票結果が判明次第直ちに	線上投票区を有する市町	全投票区分をまとめて報告	参受-2号
(6) 選挙当日有権者数	7月9日(土) (選挙期日の前日)	22:00までに	全市町	線上投票区の有権者数及び在外選挙人を含む。	参受-3号
(7) 期日前投票投票者数 (最終) 【選挙区】	7月10日(日) (選挙期日)	10:00までに	全市町	期日前投票者の総数を報告	参受-1期日前
(8) 推定投票率 【選挙区】	7月10日(日) (選挙期日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在 19:30現在をそれぞれ 20分後までに	全市町	投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算出。 <u>期日前投票及び不在者投票者数は含めない。</u>	参受-4号
(9) 投票結果 【選挙区】 【比例代表】	7月10日(日) (選挙期日)	投票結果が判明次第直ちに	全市町	在外を含む。期日前投票者数、不在者投票者数及び線上投票者数の脱落がないよう注意。  ※5. オンラインによる報告を参照	* オンラインによる報告 チェックリストをFAX

速報の種類	速報の日時		対象市町	留意事項	報告様式
	月 日	時 刻			
(10) 開票状況 (中間) 開票結果 【選挙区】	7月10日(日) ～ 7月11日(月)  (選挙期日～ 選挙期日の翌 日)	【中間】  【長崎市及び佐世保市 以外の市町】 <u>開票進捗率が概ね 50%のとき</u>  【長崎市】 <u>23:00から30分 ごとに</u>  【佐世保市】 <u>22:30から30分 ごとに</u>	全市町	各候補者の得 票数は報告時 現在の累計数  ※5.オンラ インによる報 告を参照	*オンラインに よる報告  チェックリストを FAX  按分票が ある場合、 参受一 6号付表
(11) 開票結果 【比例代表】	7月10日(日) ～ 7月11日(月)  (選挙期日～ 選挙期日の翌 日)	【確定】  【全市町】 開票結果判明次第	全市町	※5.オンラ インによる報 告を参照	*オンラインに よる報告  チェックリストを FAX  按分票が ある場合、 開票録の 写し(別 紙1・2)

3. その他留意事項

- (1) 県選管投開票速報会場の電話番号及びFAX番号は、別途通知します。
- (2) オンラインによる速報で使用する市区町村コードは、別添一覧表のとおりです。
- (3) FAXによる速報にあたっては、必ず「市町名」及び「報告者の氏名」を明記してください。  
また、内容確認が必要な際、報告者（速報担当者）に確実に連絡がとれる電話番号を明記してください。  
FAXやオンラインシステムの不具合等により、電話で速報する場合は、必ず市町名及び発信者の名前を告げ、受信者の氏名及び速報時間を確認してください。（訂正の場合は、必ず電話連絡してください。）
- (4) 訂正又は送信不良等で再度FAX報告する場合は、余白に「訂正分」または、「再送分」と記載し、併せて報告時刻及び報告回数を見直し修正するとともに、電話連絡を行ってください。
- (5) 県選管への速報後、その内容について報道機関へ市町選管において任意に発表することは差し支えありません。  
ただし、その後の開票事務や県選管への速報に支障がでないよう注意してください。

- (6) 待機解除については、原則、県選管から各市町選管への電話連絡は行わず、県選管がホームページにおいて開票状況（結果）を公表し、それを各市町選管が確認した時点とします。  
ただし、先の調査において待機解除の電話連絡が必要と報告があった市町選管並びに県選管がホームページで開票状況（結果）を公表するまでの間、長時間待機することになる市町選管については、県選管から待機解除の電話連絡を行います。  
【注】待機解除後も全国の開票結果がでるまでは、緊急連絡をする場合もあるので、緊急連絡先の携帯電話は、電源を切らずに連絡がとれる状態にしておいてください。  
また、オンラインシステムの機器等も撤去せずに、そのままの状態にしておいてください。

4. FAX番号

2. 速報の種類のうち、  
(1)～(4)については、095-823-4166（県選管書記室）  
(5)～(12)については、別途通知します。

5. オンラインによる報告

- オンラインにより報告を行うものについて、オンラインが不通となった場合は、次の様式をFAXすることにより速報を行ってください。（\*は按分票がある場合のみ報告）
- (1) 選挙区投票結果・・・・（参受-5号の1）
  - (2) 比例代表投票結果・・・・（参受-5号の2）
  - (3) 選挙区開票状況（中間）・・（参受-6号）
  - (4) 選挙区開票結果・・・・（参受-6号、\*6号付表）
  - (5) 比例代表開票結果・・・・（参受-7号の1、7号の2、\*開票録の写し（別紙1・2））
- なお、（参受-6号）及び（参受-7号の1）については、公示日後、候補者名、名簿登載者名等を記入したものを配付します。  
オンラインによる報告後、訂正等が発生した場合は、至急、県選管投開票速報会場へ連絡し、県選管の指示する方法により訂正の報告してください。

投票速報電話・FAX一覧

参議院議員通常選挙に係る投票速報等に使用する電話及びFAXについては、下記のとおりとします。

1. 7月9日(土)の17時30分まで

(1) 対象となる報告

- ・期日前投票者数第2回目(7月4日(月)10:00まで)
- ・期日前投票者数第3回目(7月9日(土)10:00まで)

(2) FAX番号 095-823-4166 (県選管書記室)

(3) 電話番号 095-895-2137 (県選管書記室)

2. 7月9日(土)の17時30分～開票結果まで

(1) 対象となる報告

- ・繰上投票区投票結果(7月9日(土)投票結果判明次第直ちに)
- ・選挙当日有権者数(7月9日(土)22:00まで)
- ・期日前投票者数第4回目(7月10日(日)10:00まで)
- ・推定投票率、投票結果(7月10日(日)報告時刻は選挙特報第9号の速報実施要領のとおり)
- ・開票状況(中間)、開票結果(7月10日(日)～11日(月)報告時刻は選挙特報第9号の速報実施要領のとおり)

(2) FAX番号・電話番号(速報会場:県庁第1別館5階会議室)

速報及びチェックリスト受信専用

市外局番はすべて【095】

・速報内容の訂正またはFAXによる再送等の速報に係る連絡

市・郡名	FAX番号	電話番号
長崎市・佐世保市・島原市・諫早市 ・大村市・平戸市・松浦市	822-1755	822-1819
対馬市・壱岐市・五島市・西海市・ 雲仙市・南島原市・西彼杵郡	822-1765	822-1821
東彼杵郡・北松浦郡・南松浦郡	822-1781	822-1852

選挙関係質疑及びオンライントラブル専用

市外局番はすべて【095】

・選挙関係の質疑に係る連絡

・投票速報オンラインシステムのトラブルに係る連絡

市・郡名	選挙関係質疑 専用電話番号	オンライントラブル 専用電話番号
長崎市・佐世保市・島原市・諫早市 ・大村市・平戸市・松浦市	822-1793	822-1830
対馬市・壱岐市・五島市・西海市・ 雲仙市・南島原市・西彼杵郡	822-1794	822-1832
東彼杵郡・北松浦郡・南松浦郡	822-1795	822-1833

【留意点】

- 1 上記FAX番号及び電話番号については、投票速報事務に支障をきたすおそれがあるので、【参考】の一般公表電話番号を除き、部外者には公表しないでください。
- 2 指定した区分に応じた電話番号・FAX番号を使用してください。

【参考】 市外局番はすべて【095】

○報道関係者用電話番号(報道関係者以外公表不可)

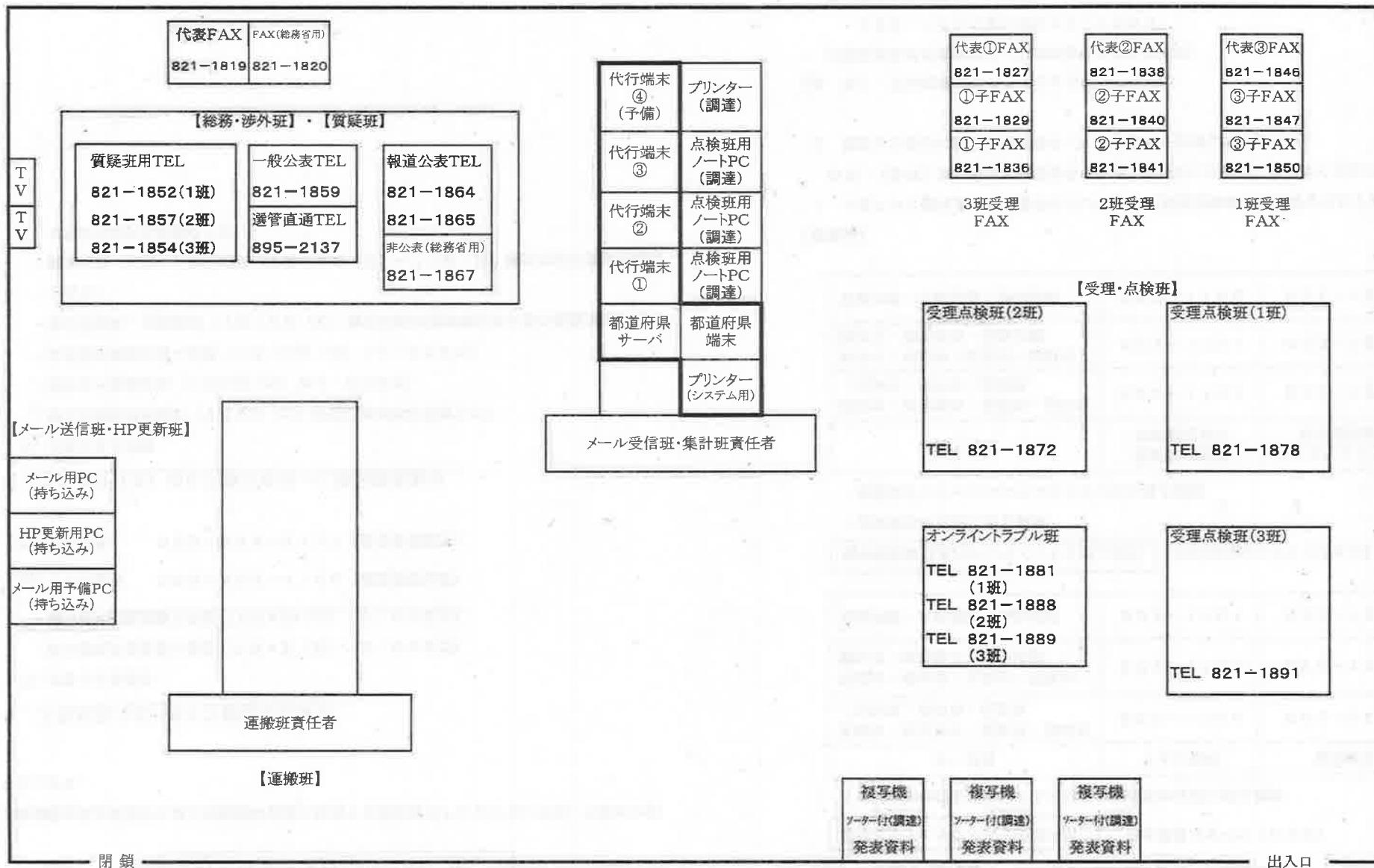
822-1803または822-1805

○一般公表電話番号(公表可)

822-1799

3 投開票速報受理会場 配置図

(県庁第1別館5階第1・第2会議室)



IV 委員長談話  
【公示日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日、第二十四回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来る七月十日に投票が行われることになりました。

選挙は、有権者一人ひとりが政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させるためのもっとも重要な制度であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や識見、各政党等の政策を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴重な一票を投じられるよう切望いたします。

近年の選挙において投票率が低い若い世代の皆さんに対し、特に強くお願いする次第です。

また、今回の選挙は、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられて執行される初めての選挙です。新有権者の皆さんにおかれましては、主権者の一人として、自分の考えを貴重な一票に託していただきますようお願いいたします。

参議院議員通常選挙では、選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

投票日当日、やむを得ない用務などで投票できない方は、期日前投票制度や不在者投票制度がありますので、貴重な一票を無駄にすることのないようお願いいたします。

また、候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくとともに、選挙のルールを守り、正しい選挙運動を展開され、有権者の期待と信頼に応えられるようお願いいたします。

民主政治の健全な発展を期するため、ここに強く訴える次第です。

平成二十八年六月二十二日

長崎県選挙管理委員会委員長

永淵 勝幸

【投票日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日は、第二十四回参議院議員通常選挙の投票日です。

国政選挙は、私たちの暮らしや国の将来を託す代表者を選ぶ極めて重要な選挙です。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の重要性を十分認識いただき、各候補者の人柄や識見、政党等の政策などを見極め、貴重な一票をもれなく投じていただきますようお願いいたします。

なお、今回の選挙は、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられて実施される初めての国政選挙です。新たに有権者となられた方々はもろろん、若い世代の皆様におかれましては、主権者であるとの自覚を持っていただき、積極的な投票参加をお願いします。

また、万一、皆様のお手元に配布された投票所入場券をなくしたり、忘れてしまった場合でも投票することができますので、その際は投票所の担当者へ申し出てください。

有権者の皆様は、大切な一票を棄権することなく、投じられることを期待します。

平成二十八年七月十日

長崎県選挙管理委員会

委員長

永淵 勝幸

## V 告示

### 委員会告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	議案		公報 番号	作成行程			納品	発送
				番号	付議		原稿	校正	完了		
1		4/23	政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数(法150③、実施規程2⑤)		4/26	定例	定例				
2		6/7	選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間(法22②、法30の7①、令14②、令23の11⑤)		5/12協議	選	6/6まで			6/9	6/9
3		6/7	ポスターの掲示開始期日(法144の2⑤、執行規程30)		5/12協議	選	6/6まで			6/9	6/9
4		6/22	繰上投票区及び投票期日(法56、令46①)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
5		6/22	投票用紙の様式及び規格(法45②、規5その1、その3)		4/26協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
6		6/22	選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
7		6/22	選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
8		6/22	選挙会を行う場所及び日時(法78)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
9		6/22	選挙分会を行う場所及び日時(法78)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
10		6/22	政見放送、経歴放送の順序のくじを行う場所及び日時(実施規程13、14)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
11		6/22	参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示等の掲載順序のくじを行う場所及び日時(法175③)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
12		6/22	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時(法169⑤)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
13		6/22	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①、②、令129)		5/12協議	選1	6/19まで			6/21	6/22
14		6/22	選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数(地自法74等)		5/12協議	選2	6/21	6/21	6/21	6/22	6/23
15		6/22	選挙運動に関する支出金額の制限額(法196)		5/12協議	選2	6/21	6/21	6/21	6/22	6/23
16		7/13	当選人の住所及び氏名の名称(法101の3②)		7/13	選	7/11	7/11	7/11	7/13	7/13
17		議決後	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表(法192①、②)			定例	定例				

### 選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	6/22	選挙長の執務場所(執行規程3②)	6/14	6/14	選3	6/19まで			6/21	6/22
2	2	6/22	選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	6/14	6/14	選3	6/19まで			6/21	6/22
3	3	6/22	立候補届出受理(法86の4⑪)	6/14	6/14	選4	6/22	6/22	6/22	6/23	6/23

### 選挙分会長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	6/22	選挙分会長の執務場所(執行規程3②)	6/14	6/14	選3	6/16まで			6/21	6/22
2	2	6/22	選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	6/14	6/14	選3	6/16まで			6/21	6/22



毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正
- 長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託
  - ・農業改良資金未収金等回収業務委託
  - ・一般競争入札の参加者の資格等
  - ・保安林の指定施業要件の変更
  - ・保安林の指定の解除の予定
- 長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正

### 所管課(室)名

- 総務文書課
- 子ども未来課
- 漁政課
- 農業経営課
- 畜産課
- 林政課
- 〃
- 教育庁総務課

### ◎ 公 告

- ・特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
- ・大規模小売店舗の新設の届出
- ・肥料登録の有効期間の更新(2件)
- ・一般競争入札の実施
- ・土地改良区の役員の就退任(2件)

- 県民協働課
- 商 務 金 融 課
- 農 業 經 営 課
- 畜 産 課
- 農 村 整 備 課

### ◎ 公安委員会告示

- ・駐車監視員資格者講習の実施
- ・少年指導委員の委嘱

- 交 通 指 導 課
- 少 年 課

### ◎ 選挙管理委員会告示

- ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数

選挙管理委員会書記室

### ◎ 正 誤

- ・平成28年3月11日付長崎県公報第10512号中

廃棄物対策課

## 告 示

### 長崎県告示第396号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第291号)の一部を次のように改正し、平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成28年5月13日

長崎県知事 中村 法道

別表学事振興課関係の表2の項を次のように改める。

2	長崎県私立学校 生徒指導充実推	私立の高等学校 等において、問	補助対象者が生徒指導を担当 する次に掲げる専門的な教職	別に定める基準 により算定する	高等学校等を設置する 学校法人
---	--------------------	--------------------	--------------------------------	--------------------	--------------------

は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

### (6) 問合せ先

長崎県長崎市松が枝町7番29号  
 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室  
 電話 095-820-0110 内線 702-5261~5265  
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時45分まで)

### 長崎県公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則(平成18年長崎県公安委員会規則第20号)第2条第2項の規定により公示する。

平成28年5月13日

長崎県公安委員会委員長 坂井 俊之

活動区域	氏 名	連絡先
長崎地区	出 口 津 與 志	長崎警察署 095-822-0110
	北 村 直 樹	

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第15号

第24回参議院長崎県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

平成28年5月13日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

### 1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1
長崎文化放送株式会社	1
株式会社長崎国際テレビ	1

### 2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間	選挙管理委員会書記室
・ポスターの掲示開始期日	〃

### 選挙管理委員会告示

#### 長崎県選挙管理委員会告示第17号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間並びに在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成28年6月7日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

- 1 選挙人名簿の登録基準日等
  - (1) 基準日 平成28年6月21日 (ただし、年齢要件は7月10日)
  - (2) 登録日 平成28年6月21日
  - (3) 縦覧期間 (異議申出期間) 平成28年6月22日
- 2 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間 (異議申出期間) 平成28年6月22日

#### 長崎県選挙管理委員会告示第18号

平成28年7月10日執行予定の参議院長崎県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

平成28年5月7日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

掲示開始日 平成28年6月22日

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・投票用紙の様式及び規格	選挙管理委員会書記室
・繰上投票区及び投票期日	〃
・選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・選挙分会長及び同職務代理者の選任	〃
・選挙会を行う場所及び日時	〃
・選挙分会を行う場所及び日時	〃
・政見放送及び経歴放送の順序のくじを行う場所及び日時	〃
・参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示等の掲載順序のくじを行う場所及び日時	〃
・選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時	〃
・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

### 選挙管理委員会告示

#### 長崎県選挙管理委員会告示第21号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。  
平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

1 参议院長崎県選挙区選出議員選挙投票用紙

平成二十八年執行  
参议院長崎県選挙区  
選出議員選挙投票

○ 注意  
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は薄い黄色とし、文字は黒色刷りとする。  
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 参议院長崎県選挙区選出議員選挙点字投票用紙

平成二十八年執行  
参议院長崎県選挙区  
選出議員選挙投票

○ 注意  
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は薄い黄色とし、文字は黒色刷りとする。  
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。  
3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。  
4 右中央部に「せんきょく」と点字により表示するものとする。

3 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙

平成二十八年執行  
参議院比例代表  
選出議員選挙投票

○ 注意  
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。  
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名又は  
は政党その他の  
の政治団体の  
名称若しくは  
略称

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm  
12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。  
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

4 参議院比例代表選出議員選挙点字投票用紙

平成二十八年執行  
参議院比例代表  
選出議員選挙投票

○ 注意  
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。  
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名又は  
は政党その他の  
の政治団体の  
名称若しくは  
略称

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm  
12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。  
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。  
3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。  
4 右中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第22号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

市町名	繰上投票区名	投票期日
長 崎 市	第401投票区（高島地区） 第702投票区（池島地区）	平成28年7月9日
佐 世 保 市	第37投票区（宇久平地区） 第88投票区（宇久神浦地区） 第89投票区（宇久太田江地区）	
五 島 市	福江第16投票区（赤島地区） 福江第24投票区（黄島地区） 福江第25投票区（本郷地区） 福江第26投票区（伊福貴地区） 福江第27投票区（久賀地区） 福江第28投票区（猪之木地区） 福江第29投票区（蔵地区） 福江第30投票区（田ノ浦地区） 三井楽第7投票区（鯉嶋島地区） 奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・大林地区） 奈留第3投票区（大串地区） 奈留第4投票区（船廻地区） 奈留第5投票区（西郷地区） 奈留第6投票区（前島地区） 奈留第7投票区（汐池地区） 奈留第8投票区（夏井地区） 奈留第9投票区（東風地区） 奈留第10投票区（矢神地区） 奈留第11投票区（南越地区）	
西 海 市	第28投票区（江島地区） 第29投票区（平島地区）	
小 値 賀 町	第5投票区（大島地区） 第7投票区（納島地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第23号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

選 挙 長		選挙長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
黒 崎 勇	長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目23番4号	上 原 大 善	長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地5-1206号

長崎県選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

選 挙 分 会 長		選挙分会長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
黒 崎 勇	長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目23番4号	上 原 大 善	長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地5-1206号

長崎県選挙管理委員会告示第25号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県庁第一別館5階会議室
- 2 日 時 平成28年7月13日 午前9時30分

長崎県選挙管理委員会告示第26号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選挙分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県庁第一別館5階会議室
- 2 日 時 平成28年7月13日 午前10時30分

長崎県選挙管理委員会告示第27号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送について、各候補者の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成28年6月22日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第28号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所等に掲示する参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成28年6月22日 午後6時30分

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

- |  |            |
|--|------------|
| ◎ 選挙管理委員会告示  | 所管課(室)名    |
| ・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 | 選挙管理委員会書記室 |
| ・ 選挙運動費用支出制限額  | ”          |

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

1	50分の1の数	23,445人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	246,529人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長 崎 市	122,178人
	佐世保市・北松浦郡	76,045人
	島 原 市	13,100人
	諫 早 市	38,724人
	大 村 市	25,470人
	平 戸 市	9,442人
	松 浦 市	6,737人
	対 馬 市	9,073人
	壱 岐 市	7,765人
	五 島 市	11,199人
	西 海 市	8,316人
	雲 仙 市	12,799人
	南島京市	13,806人
	西彼杵郡	19,564人
	東彼杵郡	10,580人
	南松浦郡	5,948人

### 長崎県選挙管理委員会告示第32号

平成28年7月10日執行の参議院長崎選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

平成28年6月22日

38,939,000円

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

発行者  
長崎県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表(八二四)二二一六  
直通(八九五)二二一六

印刷所  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙長の執務場所</li> <li>・選挙立会人のくじを行う場所及び日時</li> </ul>	所管課(室)名 選 挙 長 ”
---	-----------------------
- ◎ 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙分会長の執務場所</li> <li>・選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時</li> </ul>	選 挙 分 会 長 ”
--	----------------

### 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示

#### 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務は、次の場所において行う。  
平成28年6月22日

参議院長崎県選挙区選出議員選挙  
選挙長 黒崎 勇

平成28年6月22日  
長崎市江戸町2番13号  
長崎県庁第一別館5階会議室  
平成28年6月23日以降  
長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室

#### 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示第2号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。  
平成28年6月22日

参議院長崎県選挙区選出議員選挙  
選挙長 黒崎 勇

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成28年7月7日 午後5時30分

### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

#### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において行う。  
平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙  
長崎県選挙分会長 黒崎 勇

平成28年6月22日  
長崎市江戸町2番13号  
長崎県庁第一別館5階会議室  
平成28年6月23日以降  
長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室

#### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙  
長崎県選挙分会長 黒崎 勇

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成28年7月7日 午後6時

発行者  
長崎県  
長崎市江戸町二番十号

電話代表  
八二四二二六

印刷所  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永印刷  
明所

長崎県選挙管理委員会告示第29号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

発行者  
長崎県  
長崎市江戸町二番十二号

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号  
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 参議院長崎県選挙区選出議員選挙  
平成28年6月23日 午後6時  
参議院比例代表選出議員選挙  
平成28年6月23日 午後7時

長崎県選挙管理委員会告示第30号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2の規定により次のとおり定めた。

平成28年6月22日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

電話代表  
八二四二二二  
八二四二二二  
六二

印刷所  
長崎県弥生町八番二十号

株式会社  
永泰  
岩永印刷所

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ウ 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
  - エ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき12,000円
  - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - ア 基本日額 10,000円
  - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
  - イ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
  - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
  - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者 1日につき15,000円

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示  
・立候補届出受理

所管課(室)名  
選 挙 長

## 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示

### 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示第3号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における候補者として、平成28年6月22日に次のとおり届出があった。

平成28年6月22日

参議院長崎県選挙区選出議員選挙  
選挙長 黒崎 勇

届出 受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	1のウェブサイト等のアドレス		生年月日 (年齢)	党 派	職 業
				本籍	住 所			
1	本人	西 岡 秀 子	女	http://www.nishiohideko.com		昭和39年 3月15日 (満52歳)	民 進 党	政党役員
				長崎県	長崎県長崎市館内町5番16号			
2	本人	金 子 原 二郎	男	http://www.kaneko-genjiro.jp/		昭和19年 5月8日 (満72歳)	自由民主党	参議院議員
				長崎県	長崎県佐世保市稲荷町24番3号			
3	本人	江 賀 正 敏	男	http://enatsu-masatoshi.com		昭和42年 10月20日 (満48歳)	幸福実現党	幸福実現党政務 調査会長
				宮崎県	長崎県長崎市新戸町3丁目8番11号			





# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示  
・不在者投票のできる施設の指定

所管課(室)名  
選挙管理委員会書記室

### 選挙管理委員会告示

#### 長崎県選挙管理委員会告示第32号の2

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

平成28年7月6日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

施設の名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム光る海	長崎市野母町2283番地7	平成28年7月4日
地域密着型特別養護老人ホームさいわい	雲仙市吾妻町大木場名117番地1	平成28年7月4日
介護療養型老人保健施設なづみ	西彼杵郡時津町左底郷38番地1	平成28年7月5日
モン・セントラバーユ長崎	西彼杵郡時津町浜田郷726	平成28年7月5日



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示  
・参議院長崎県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名

所管課(室)名  
選挙管理委員会書記室

### 選挙管理委員会告示

#### 長崎県選挙管理委員会告示第34号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年7月13日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

当選人 住 所 長崎県佐世保市稲荷町24番3号  
氏 名 金子 原二郎

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に登録するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・道路の区域の変更(2件)	道路維持課
・一般競争入札の参加者の資格等	物品管理室
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	物品管理室
◎ 選挙管理委員会告示	
・平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の要旨の公表	選挙管理委員会書記室
◎ 人事委員会規則	
○長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局

## 告 示

### 長崎県告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係区画は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
路線名 諫早外環状線  
道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
諫早市川床町282番1地先から 諫早市川床町626番30地先まで	前	8.8~98.9	743.6	
	後	9.5~98.9	743.6	

### 長崎県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係区画は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する可能性がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
  - ① Electronic Computer network system (Kenhoku area) 13set
  - ② Electronic Computer network system (Kenhoku area) 1set
  - ③ Electronic Computer network system (Shimabara area) 3set
- (2) Delivery period:
  - ① January 27, 2017
  - ② March 10, 2017
  - ③ January 27, 2017
- (3) Delivery place:
  - ① Prefectural junior high school, Prefectural high school and Prefectural special needs school in Kenhoku area
  - ② Prefectural special needs school in Kenhoku area
  - ③ Prefectural high school in Shimabara area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. November 17, 2016
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:00 a.m. November 18, 2016
- (6) Point of Contact:  
Goods management office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
2-13 Edo-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第46号

平成28年7月10日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月18日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院長崎県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

38,939,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	江夏正敏	所属党派	幸福実現党	期 間	平成28年6月7日から 平成28年7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	山崎佳美					
取 入	円	支 出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		60,000	
幸福実現党長崎県本部		4,398,280	家屋費			
太田亀鶴友		100,000	選挙事務所費		306,195	
岡本泰子		1,000,000	集会会場費等		24,000	
藤川道子		1,500,000	通 信 費		212,825	
その他の寄附		0	交 通 費		142,270	
その他の収入		100,000	印 刷 費		829,440	
			広 告 費		807,972	
			文 具 費		0	
			食 糧 費		10,347	
			休 泊 費		7,800	
			雑 費		74,811	
今 回 計		7,098,280	今 回 計		2,475,660	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		7,098,280	総 計		2,475,660	
			項 目		金 額	
			選挙運動通常葉書の作成		0円	
			ビラの作成		0円	
			ポスターの作成		0円	
			選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円	
			選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円	
			個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円	
			計		0円	
報告書受理年月日	平成28年7月25日					第1回報告分

候補者氏名	金子原二郎	所属党派	自由民主党	期 間	平成28年6月20日から 平成28年7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	吉村伸一					
取 入	円	支 出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		2,193,025	
自由民主党参議院長崎県選挙区第一支部		12,000,000	家屋費			
その他の寄附		0	選挙事務所費		418,650	
その他の収入		0	集会会場費等		888,468	
			通 信 費		5,701	
			交 通 費		648,030	
			印 刷 費		3,161,900	
			広 告 費		2,644,595	
			文 具 費		46,466	
			食 糧 費		977,877	
			休 泊 費		430,442	
			雑 費		1,181,418	
今 回 計		12,000,000	今 回 計		12,596,572	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		12,000,000	総 計		12,596,572	
			項 目		金 額	
			選挙運動通常葉書の作成		320,025円	
			ビラの作成		852,600円	
			ポスターの作成		1,439,418円	
			選挙事務所の立札及び看板の類の作成		329,434円	
			選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,958円	
			個人演説会の立札及び看板の類の作成		198,625円	
			計		3,348,120円	
報告書受理年月日	平成28年7月22日					第1回報告分

候補者氏名	金子原二郎	所属党派	自由民主党	期 間	平成28年7月25日から 平成28年7月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	吉村伸一					
取 入	円	支 出	円			
主たる寄附		0	人件費		1,628,200	
その他の寄附		0	家屋費			
その他の収入		0	選挙事務所費		357,160	
			集会会場費等		0	
			通 信 費		82,708	
			交 通 費		99,350	
			印 刷 費		0	
			広 告 費		0	
			文 具 費		0	
			食 糧 費		0	
			休 泊 費		0	
			雑 費		6,001	
今 回 計		0	今 回 計		2,173,419	
前 回 計		12,000,000	前 回 計		12,596,572	
総 計		12,000,000	総 計		14,769,991	
			項 目		金 額	
			選挙運動通常葉書の作成		0円	
			ビラの作成		0円	
			ポスターの作成		0円	
			選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円	
			選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円	
			個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円	
			計		0円	
報告書受理年月日	平成28年7月29日					第2回報告分

候補者氏名	金子 原二郎	所属党派	自由民主党	期 間	平成28年8月18日から 平成28年8月24日まで	第3回分
出納責任者氏名	吉村 伸一					
収入	円	支出	円			
主たる寄附	0	人件費	0			
その他の寄附	0	家屋費				
その他の収入	0	選挙事務所費	55,000			
		集会会場費等	0			
		通信費	179,768			
		交通費	0			
		印刷費	0			
		広告費	0			
		文具費	0			
		食糧費	0			
		休泊費	0			
		雑費	142,901			
今回計	0	今回計	377,669			
前回計	12,000,000	前回計	14,769,991			
総計	12,000,000	総計	15,147,660			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	平成28年8月24日		第3回報告分			

候補者氏名	西岡 秀子	所属党派	民進党	期 間	平成28年6月7日から 平成28年7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	高瀬 千義					
収入	円	支出	円			
主たる寄附		人件費	1,047,000			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)				
民進党長崎県参議院選挙区第1総支部		7,900,000	選挙事務所費	900,000		
民進党		5,000,000	集会会場費等	284,020		
その他の寄附	9件	57,000	通信費	0		
その他の収入		1,000,000	交通費	906,302		
			印刷費	2,441,625		
			広告費	3,752,385		
			文具費	73,151		
			食糧費	490,527		
			休泊費	248,854		
			雑費	371,695		
今回計	13,957,000	今回計	10,515,559			
前回計	0	前回計	0			
総計	13,957,000	総計	10,515,559			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	320,025円				
	ビラの作成	852,600円				
	ポスターの作成	1,269,000円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	494,226円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円				
	計	3,342,444円				
報告書受理年月日	平成28年7月25日		第1回報告分			

第 7 編

選挙公報



平成28年 7月10日執行 参議院長崎県選挙区選出議員選挙 長崎県選挙管理委員会 選挙公報

# 江夏正敏

比例は

略称:幸福



幸福実現党 江夏正敏

### 本音、本気の政治でみなさまの幸福を実現します!

- 1 平和を守り抜きたいから、しっかりと国防!  
北朝鮮の核ミサイル、中国の興味がよくなるほど軍備拡張に対する"抑止力"を強化します。アメリカが東アジアから引いていく可能性がある中、"日米同盟の強化"を固いつつも、憲法9条改正によって"自主防衛"ができるようにします。
- 2 すぐに景気を良くしたいから、消費税5%に!  
消費増税は、GDPの約6割を占める個人消費を冷やしません。消費税率10%への増徴の即決中止は、消費税率5%への引き下げを断行すべし。
- 3 個人の自由を守りたいから、マイナンバーの見直しを!  
マイナンバー制度には情報漏洩のリスクが少なからずあり、個人の生活から財産までも保護が危うい"監視社会"ができてくること。また、個人資産への課税も懸念されます。海外での財産の申告をより、制度見直しを検討する国もあり、マイナンバー制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行います。

一緒に変えよう。 政策はある。



幸福実現党 公式サイト hr-party.jp

江夏正敏 公式ブログ http://enatsu-masatoshi.com

江夏正敏 プロフィール

1967年10月20日生まれ。東京高校、大阪大学工学部を経て、宗教法人幸福の科学に専攻。広報局長、人事部長、未来ユービア政治研究会代表、政務本部参事総務、HS政経塾塾長等を歴任。幸福実現党参事兼-総務委員長を経て、現在、政務調査会長。

# 「幸福」

とお書きください

プロフィール

1964年3月、西岡武夫(元参議院議長)の長女として長崎市に生まれる。  
 学歴:市立長崎幼稚園、長崎大学附属小・中学校、活水高校、学習院女子短大、学習院大学法学部卒業  
 職歴:国会議員(父西岡武夫)秘書、会社員、会社役員

## 国民の真の声を届けます!

今回の選挙は、日本の未来、ふるさと長崎県の未来、次世代の子どもの未来を託す選挙に白紙委任するのだから、それと同等の責任をもって、重要な問題に対し、国民的な議論をするのだから、二者択一の選挙であると捉え直す。  
 現政権は、国民不在の政権運営を続け、憲法さえも無視した安保法制や国会決議を無視したTPP交渉、様々な所でルール違反の筋の通らない政治を行っています。その実態は、従来からの自民党政権の「問題先送りの構図」そのものです。行き着く先は、弱者がより強く、弱者がさらに苦境に立たされる「格差社会」です。  
 今こそ、問題解決のためには、抜本的な制度改革が必要です。  
 「全ての人が、自分の居場所を持って安心して生活でき、生活できる社会」として、日本の将来を担う子ども達が、生まれた環境にかかわらず、夢と希望を持ち、健やかに育つことができる社会をつくるべく、なればなりません。  
 そのために、微力ではありますが、「国民一県民、一県民、一女性の立場で真摯に、私心のない政治」に取り組む決意です。  
 何卒、西岡秀子にご支援願います。よろしくお願い申し上げます。

- ◆ 女性の視点で取り組みます
  - \*育児・介護休業制度の充実(企業への支援体制の強化)
  - \*保育・幼稚園・学童保育の拡充(そこで働く皆さんの待遇改善)
  - \*再雇用・再就職支援の充実
- ◆ 誰もが安心できる「年金」をはじめとした社会保障制度構築に取り組みます
- ◆ 「教育立国」日本を目指します
  - \*幼児教育の充実(就学前教育)
  - \*家庭における教育負担の軽減
  - \*奨学金制度の拡充と返済不要の給付型奨学金制度の創設
- ◆ 様々な分野の格差を正しく取り組みます
- ◆ 安全保障関連法の廃止
- ◆ ふるさと長崎県の希望ある未来のために取り組みます
  - \*急速な人口減少・都市部への若者の流出(県民所得の低下など)、その活力が失われています。離島においては、一層深刻で早急な対策が必要です。
  - \*世界に誇れる歴史・文化・豊かな観光資源を十分に活かして、アジアの表玄関として、必要な基盤整備に努め、経済浮揚に取り組みます。



にしおか ひでこ 西岡秀子 民進黨 52歳

## 経験、実績、実行力

- 1 長崎の津々浦々まで実感できる景気回復
- 2 地方創生で元気なふるさとづくり
- 3 社会保障制度の充実・強化
- 4 同労働同一賃金及び最低賃金引き上げの実現
- 5 環太平洋経済連携協定(TPP)に負けない強い農林水産業の実現
- 6 人口減少に苦しみ地方自治体への財政支援措置の拡充
- 7 九州新幹線西九州(長崎)ルートの整備促進
- 8 西九州自動車道、島原道路をはじめとする県内道路の整備促進
- 9 長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産登録
- 10 諫早湾干拓開門問題の解決

## 金子原二郎の10の重点施策

### ふるさとへの視点で 国を変える



金子原二郎 (自民党公認)

プロフィール  
 ◎長崎県議会議員(長崎県議会議員、長崎県議会議員)  
 ◎長崎県議会議員(長崎県議会議員、長崎県議会議員)  
 ◎長崎県議会議員(長崎県議会議員、長崎県議会議員)  
 ◎長崎県議会議員(長崎県議会議員、長崎県議会議員)

平成28年  
7月10日執行

# 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

# あなた 国民と進む。 民進党



民進党代表 岡田 克也

民進党比例代表名簿登載者(アイウエオ順)

 <b>有田 芳生</b> ジャーナリスト 現職64歳 現場主義。	 <b>石橋 みちひろ</b> 元福岡労働局長 現職51歳 中央労働対抗執行委員 つながって、 さざえあう社会へ。	 <b>えさきたか</b> 地方行政 現職59歳 公務員サービスの専門家 ともに声をあげ、 明るい未来を花かせよう。	 <b>大河原 まさこ</b> 元参議院議員 現職63歳 裁判に生きる社会。大切 なのは、いのちと平和。	 <b>小野 次郎</b> 元防衛大臣 現職62歳 防衛官 世界一安心安全な国、 日本を実現します。	 <b>かまたに 一也</b> 元防衛大臣 現職63歳 防衛官 TPP! 食を守る。 農業・農村を守る。	 <b>かわいたかのり</b> 元参議院議員 現職52歳 ムダにしません。 汗と涙!	 <b>小林 正夫</b> 元厚生労働大臣 現職69歳 政治家 税制は生活と健康! 現場の声が国を動かす!
 <b>しばた 巧</b> 行政官 現職55歳 文部科学省のスポーツ 人への投資こそ 未来への種まき。	 <b>たしろ かおる</b> 元山手塚建設社長 現職60歳 建設現場に働くプレーヤーを! 子どもたちが笑顔で未来へ!	 <b>田中 なおき</b> 元労働大臣 現職76歳 新潟と愛日本の 復興をつなぐ。	 <b>とどろぎ 利治</b> 元参議院議員 現職56歳 ものづくり・人づくり、 安心づくり。	 <b>なたにや 正義</b> 社生21年 現職50歳 子どもたちに輝く未来を! つながりあう社会へ、 心ひとつに。	 <b>なんば 奨二</b> 元日本郵政グループ 現職57歳 労働組合中央本部部長 つなぐ心ひとつに。	 <b>西村 まさみ</b> 議員 現職52歳 いのちを守る 政治を。	 <b>白しんくん</b> 元内閣府副大臣 現職57歳 投資問題の解決 平和憲法を守る!
 <b>はまぐち 誠</b> 自民党議員 現職51歳 福岡県議会議員 みんなでつなげる 明るい未来。	 <b>藤川 しんいち</b> JAM副会長 現職50歳 ものづくりひとつに くにつくり。	 <b>ふじすえ 健三</b> 元経産大臣 現職52歳 笑顔あふれる 平和な社会をつくる。	 <b>前田 たけし</b> 元国土交通大臣 現職78歳 環境革命推進～持続 可能な共生社会へ～	 <b>もりやたかし</b> 日本郵政社長 現職49歳 労働組合中央本部部長 みんなの想いを強く みんなの想いを強く	 <b>矢田 わか子</b> リテラシーグループ 現職60歳 元福岡県議会議員 みんなの想いを強く みんなの想いを強く		

比例代表は、「候補者名」または「民進党」と  
お書きください。



## 愛してるから、黙ってられない。

- ① **国防強化** 平和を守り抜きたいから、しっかり国防!
- ② **減税** すぐに景気を良くしたいから、消費税を5%に!
- ③ **マイナンバー見直し** 個人の自由を守りたいから、マイナンバーの見直しを!
- ④ **歴史認識** 歴史・領土問題に正論を訴え、誇れる日本を!
- ⑤ **経済成長** GDP1,500兆円達成で、揺るぎなき繁栄日本を!

新しい選択。

## 幸福実現党

Y107-0052 東京都選挙区第2-10-11  
hr-party.jp

比例は「幸福」とお書きください。  
こう ぶく  
幸福  
略称：幸福

**積量子**  
元参議院議員 現職61歳  
政治家  
憲法を守る

**七海ひろこ**  
元参議院議員 現職61歳  
政治家  
憲法を守る



平成28年  
7月10日執行

# 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

# 野党、市民が心ひとつに 戦争法廃止。 憲法まもる政治をとりもどす



日本共産党など野党4党は「安保法制=戦争法廃止、立憲主義をとりもどす」という大義のもとに結束しています。アベノミクスへの対抗軸も持っています。戦争法の強行によって立憲主義をこわした政権に審判をくだすときです。野党4党は、野党、市民と心ひとつに結束。安倍政権を打倒し、新しい政治をつくります。

## 経済にデモクラシーを 3つのチェンジ

### 1 税金の集め方を変える

- 消費税10%は先送り実施でなく、キッパリ断念を。
- 富裕層と大企業に応分の負担を。  
富裕層ほど低くなる所得税負担をたたく。中小企業より高い大企業の税負担をたたくし、もうけにふさわしい負担を求めます。タックスヘイブンを利用した富裕層・大企業の課税逃れなどをたたくし、くらしを支える財源9兆円をつくります。

### 2 税金の使い方を変える

- 年金削減は中止。「減らない年金・頼れる年金」を実現します。
- 国の責任で、医療費の窓口負担、国民健康保険料(税)を軽減します。
- 認可保育所(30万人分)を緊急に増やします。
- 保育士の賃上げ(月5万円アップ、さらに5年前で月5万円アップ)。
- 大学授業料を10年で半額に。返済不要の給付制奨学金を創設します。

### 3 働き方を変える

- 派遣から正社員へ、派遣法抜本改正。ブラック企業を厳しく規制します。
- 最低賃金をいまずどこでも時給1000円へ。さらに1500円へ。
- 残業時間の上限を法律で規制します。

## 憲法改悪を許さない 「平和の外交戦略」を

- 憲法9条2項を削除。「国防軍」を明記し、海外での無条件の武力行使へ。「緊急事態条項」で基本的人権を停止、事実上の「戒厳令」を可能に—こんな改悪を許しません。
- もめごとは話し合いで解決。絶対に戦争にしない—「北東アジア平和協力構想」の実現をめざします。

### 原発ゼロ、再生エネ先進国へ

- 川内原発は停止。原発再稼働を中止し、全原発で廃炉のプロセスへ。
- 2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーでまかなう目標をかげ、取り組みます。

### TPPに断固反対

- 農産物の価格保護・所得補償を本格的に強化します。
- 大企業と中小企業との公正な取引ルールを確立します。

### 新基地中止、 普天同基地は無条件撤去

- 沖縄県民の民意を無視した辺野古新基地建設の中止と普天同基地の無条件撤去をアメリカに求めます。
- 日米地位協定を抜本改正。

### 災害から国民の生命と財産を守る

- 被災者生活再建支援法の支援金を300万円から500万円に引き上げ、対象を半壊などに広げます。
- 自宅避難者をふくめ当面の生活の維持への支援をおこないます。
- 災害に強い社会と国土に、防災・減災のまちづくりを。

### 女性の尊厳、人権の保障、 自由と民主主義を発展

- 男女賃金格差・昇進昇格差別などの是正をはかります。
- 憲法・表現の自由を守ります。秘密保護法を廃止します。ヘイトスピーチを根絶します。
- 高校生の主権者としての自由を守ります。

### 比例代表名簿登載者 [第1次]

参院議員 市田 忠義 1942年、大阪府生まれ。立命館大学で、政経3期。党国会议員補選委員、市議選出陣。	参院議員 田村 智子 1965年、長野県生まれ。早稲田大学第一文学部卒、初職1期。【活動地域】東京	参院議員 大門みきし 1956年、京都府生まれ。神戸大学中退。参院3期。党参院比例代表委員。	元参院議員 春名なおあき 1959年、岡山県生まれ。高知大学卒。98年から参院議員2期。党中央委員。	党福岡県副委員長 いせだ良子 1974年、福岡県生まれ。中野市制人卒。党議中央委員。	党福岡県常任委員 いわぶち友 1976年、福井県生まれ。福井大学卒。党福岡県支部副代表。	元埼玉県議員 おくだ智子 1969年、埼玉県生まれ。早稲田大学卒。埼玉市議、埼玉県議を歴任。	党千葉県副委員長 椎葉かずゆき 1976年、千葉県生まれ。千葉大学卒。党議中央委員。青年・学生運動に尽力。	党長野県常任委員 たけだ良介 1979年、長野県生まれ。信州大学卒。民主青年同盟長野県委員長など歴任。

# 比例代表は 日本共産党

とお書きください  
略称 共産党



www.jcp.or.jp

平成28年  
7月10日執行

# 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

## 豊かな社会へ

代表 あらい広幸



新党 改革  
www.shintokaikaku.jp

自衛隊の海外派遣前の国会承認ルールを決めました。  
**安保法制は必要しかし**

精神予防や治療のために「やれる」ことをやっています。

**難病や医療大麻の研究を推進**

介護・医療・年金の3保険の一体化などを提案中。  
**助け合う心をカタチに**



「家庭ノミクス」で  
**アベノミクス補強**

**脱原発する**  
ただ一つの保守政党  
私たちが、環境をよめよと、国にお願いしています。

表現の自由を守り、児童養護・障がい者政策推進



山田太郎  
現 参議院議員

少子化対策の最終兵器



藤岡かよこ  
会社役員

生き辛い社会を  
コウソウ改革



福田こうぞう  
飲食店経営

居酒屋談義を  
国会に  
持ち込もう



たなかだいすけ  
会社経営

原発ゼロで  
再生可能  
エネルギー社会  
を実現!



おおさか佳巨  
除染工事管理者

女子力で  
「ごちそうさま」  
を世界に!



伊藤じゅんこ  
農と食女性協会代表

社会的弱者にも  
っと政治の  
暖かい光を



朝倉秀雄  
ノンフィクションライター

早期に  
医療大域研究を。  
おかしきことは、  
おかしきと言う



平山まこと  
前 参議院議員

私も候補者  
なんです



あらい広幸  
新党改革代表・現 参議院議員

比例代表は2回目投票  
「名前が「改革」とお書き下さい」

## アベ政治の暴走を止める



比例区は **社民党**  
<http://www5.sdp.or.jp/>

- 憲法活かし「戦争しない国」へ
- 時給今すぐ1000円以上に
- 返さなくてもいい奨学金を
- 辺野古の新基地建設反対
- 脱原発社会をめざします
- TPP参加に断固反対
- 消費税率の引き上げNO

平和憲法と戦後70年にわたる平和国家としての歩みを壊すことは断じて許しません。社民党は平和憲法をいかし、平和で人間らしく暮らせる社会をめざします。



政治を  
市民にとりもどす  
ふくしま  
**福島 みずほ**  
【所属先】  
新党、参議院議員、弁護士、  
元内閣府特命担当大臣  
【政策・得意分野】  
平和、女性、人権、防災、雇用、経済、  
次世代教育



平和と共生と  
安心のくにづくり  
よしだ  
**吉田 ただとも**  
【所属先】  
党首、参議院議員、元大分県議会議員  
【政策・得意分野】  
雇用、地方自治、交通、港湾、農業政策



憲法9条を守り、  
脱原発社会の実現を  
**しの 隆**  
【所属先】  
社民党長崎県連青委事務局長、  
長崎県中野議員会議員



少数者への差別と  
偏見を無くす  
**伊藤 よしき**  
【所属先】  
色覚差別撤廃の会理事、  
東京工業大学からし代表



貧困の連鎖を断ち、  
平和な社会  
**かつら川 悟**  
【所属先】  
全国中心企業連合会副会長  
福岡市副市長



支えあう  
夢のもてる社会へ  
**やま 真次**  
【所属先】  
長崎県青年平和センター事務局長



命の尊厳を断え  
ダマス政治に終止符を  
**ますきち 敏行**  
【所属先】  
元新幹線建設職員(3期)、(公社)  
新幹線建設センター所長

# 投票日は7月10日(日)です。

選挙区は **うすい黄色** の投票用紙に候補者名を  
比例代表は **白** 色の投票用紙に候補者名または政党名のいずれかを

(投票用紙をまちがえないように投票しましょう。)

## 日本の将来を決めに行こう。

～選挙権年齢が18歳以上に引下げられました～

投票日に仕事やランジャーなどの予定がある方は、開日前投票または不在者投票をしましょう。

平成28年  
7月10日執行

参议院比例代表選出議員選挙  
選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

法案に参加できる！  
国会 議員

党としての政策なし  
賛成多数なら賛成  
反対多数なら反対

政策一切なし  
この選択肢が欲しくありませんか？

支持政党なし (略称) 支持なし

支持政党なし 党 党 党

比代表名簿掲載番号  
佐野 秀光 さの・ひでみつ 46番 党代表

本藤 昭子 ほんとう・あきこ 209番 2014年第1回参院議員通常選挙当選者

代表 (慶応大名誉教授・憲法学者) せつ

1%の富裕層の代弁者アベ政治にNO!

**小林節** 国民怒りの声 (略称「怒り」)

国民怒りの声 99%の普通の人々が共に生きられる社会へ!

「国民怒りの声」7つの基本政策  
NO!(反対) YES!(実現)

メディアへの介入 → 自由な言論報道の回復  
消費税増税 → まず行財政のムダをなくす  
辺野古新基地建設 → 中止しアメリカと再交渉!  
TPPへの参加 → 再交渉日本の国益を守る!  
原発の再稼働 → 新エネルギーへの転換!  
競争法と関連予算 → 子育て、教育、雇用、福祉の充実  
憲法改悪 → 人権・平和国家ブランドの発信

小林節とはこんな人  
小幡節とはこんな人  
ガンバレ! 小林節と「国民怒りの声」

小林節 (代表)  
小幡節 (副代表)  
三枝成彰 (編集委員)  
湯川れい子 (編集委員)  
西園麻陶子 (編集委員)  
丸山誠吾 (編集委員)

●問い合わせ先／「国民怒りの声」事務局 <http://kokumin-no-koe.com/> 東京都港区新橋2-16-1 704B TEL03-5510-9020 FAX03-3502-1661

投票日は7月10日(日)です。

選挙区は うすい黄色 の投票用紙に候補者名を  
比例代表は 白 色の投票用紙に候補者名または政党名のいずれかを  
(投票用紙をまちがえないように投票しましょう。)

日本の将来を決めに行こう。

～選挙権年齢が18歳以上に下げられました～

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をお願いします。

平成28年  
7月10日執行

# 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

## 生活が第一。



政治とは、  
生活である。



生活の党と  
山本太郎とながまたち

### ① 子育て・教育

- <子育て>
  - 月額2万6千円の子ども手当実現
  - 保育園待機児童ゼロ
- <教育>
  - 高校授業料無償化の堅持
  - 給付型奨学金制度の創設

### ② 家計・雇用

- <家計>
  - 可処分所得1.5倍を目指す
  - 地域経済活性化の交付金を実現
- <雇用>
  - 非正規労働者の正規労働者化
  - 地方分権で地方の雇用創出

### ③ 医療・年金

- <医療>
  - 国民皆保険の堅持と窓口負担の軽減
  - 保険適用範囲の拡大
- <年金>
  - わかりやすい年金制度へ一元化
  - ペーシックインカム制度の導入

## 地域が主役の社会を実現します!

◎比例代表は「生活の党と山本太郎」または「候補者名」をお書きください!

# 希望が、 ゆきわたる国へ。

詳しくはウェブへ!  
[www.komei.or.jp](http://www.komei.or.jp)

「安定」の自公か「混乱」の民共か——を選択する選挙です

今回の参院選は、自民、公明両党による「安定」政権の継続で政策を進めさせるか、政策もめざす社会像もまるで違う、民進、共産勢力による「混乱」の政治に陥るか、今後の日本の針路を問う重要な選挙です。

自公両党による3年半の安定政権のもと経済再生を進め、税増や雇用・賃金の改善を実現しました。公明党は、この歩みに力強さを増し、デフレ脱却をやり遂げるとともに、その実感を同するすずみまで届けていきます。一人ひとりが輝き活躍できる社会の実現に向け、「成長と分配の好循環」を強力に進めています。

## 力強い経済成長を—地方へ、中小企業へ、家計へ

成長戦略や個人消費の喚起策を実行し、さらなる家計の収入アップを実現します。

- 観光、文化、農業など地域の魅力を活かした地方創生を推進
- 最低賃金1,000円(全国加重平均)への引上げ、同一労働同一賃金の実現
- 下請けいじめを許さない、やる気のある中小企業を応援
- 経済の好循環を確保するため、総合かつ大胆な経済対策を実行

## 若者・女性が活躍できる希望社会へ

長時間労働を減らし、有給休暇や育児介護休業の取得を推進するなど、働き方・休み方改革を断行します。

- 時間外労働の上限規制の導入
- 短時間勤務やテレワークの推進
- 保育所、放課後児童クラブの待機児童ゼロの推進
- 給付型奨学金の早期付戻、無利子奨学金を拡大

## 社会保障を着実に前進

消費税引き上げ延期でも、保育・介護の受け皿拡大や人材の確保など、財源を確保し社会保障を着実に前進させます。

- 保育や介護従事者の賃金引き上げ、キャリアアップ支援
- 無年金対策として、年金受給に必要な加入期間を25年から10年に
- 低年金の方々の年金生活者支援給付金の早期実現
- がん対策、難病対策、認知症対策などの推進

## 安全・安心な国づくりへ 防災・減災対策を

災害に強い国づくりをめざし、防災・減災ニューディールを着実に推進します。

- 平成28年度本地震、東日本震災からの復旧・復興
- 被災者の方々の安心できる住まいの確保と生活再建支援の加速
- 道路や橋などの長寿命化等の対策を進め、国内需要や雇用を創出
- 地域防災力の向上と、防災拠点の整備



小さな声を、聴く力。

# 公明党

略称は  
公明

比例区の投票用紙には、公明党の候補者名または公明党と、お書き下さい。



**よこやま 信一 現**  
元長崎県議会議員、参院議員1期、  
北海道大学大学院博士課程単位取得時、56歳、  
“地方創生”で未来を創る。  
実現力の男。



**長沢 ひろあき 現**  
参院議員1期、東洋大学卒、57歳、  
参院議員1期、東洋大学卒、57歳、  
庶民とともに行く。



**浜田 まさよし 現**  
前復興副大臣、参院議員2期、  
京都大学卒、59歳、  
あなたの声、活かす力!



**熊野 せいし 新**  
医学博士、医師、党国政局長、  
愛媛大学大学院博士課程修了、51歳、  
未来を診る。希望をひらく。



**谷あい 正明 現**  
党政務調査会副会長、参院議員2期、  
京都大学大学院修士課程修了、43歳、  
人間を守る。時代を開く



**あきの 公遠 現**  
党参院政務調査会副会長、参院議員1期、  
長崎大学大学院修了、48歳、  
明日の健康ニッポンを造る。

公明党は、参院選比例区に上記の6人をはじめ17人を公認しています。(※44年)  
04-894-2131(総機)

平成28年  
7月10日執行

# 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

## この道を。力強く、前へ。

政権奪還から3年半。私たち自民党は、経済を最優先に取り組んできました。  
雇用は110万人増加し、企業収益は中小企業も含め過去最高となり、今世紀最も高い水準の賃上げを3年連続で実現しました。  
また史上初めて、有効求人倍率がすべての都道府県で1倍を超えました。全国の求職者誰にでも仕事先がある状況です。  
アベノミクスは、まだ道半ばではありますが、確実に「結果」を生み出しています。  
これからもアベノミクスのエンジンをフル回転することで、デフレからの脱出速度をさらに加速させます。  
先日、オバマ大統領による被爆地・広島訪問が実現しました。平和安全法制の成立により、日米同盟の絆は一層深まっています。  
「前進か、後退か。」日本をあの混迷の時代に、後戻りさせるわけにはいきません。  
私たちの子や孫の世代に、平和で豊かな日本を引き渡すため、この道を、力強く、前へ進んで行こうではありませんか。



自由民主党総裁  
安倍晋三

### <自由民主党公認 比例代表候補者>

<p><b>中西 さとし</b> なかにし さとし / 前 高知県知事 地方創生、雇用回復、少子高齢化対策、女性が活躍できる環境の拡大、危機管理の強化、憲法改正。私とみなさんとの約束です。</p> 	<p><b>今井 絵理子</b> いまい えりこ / 歌手 いっしょに学び、いっしょに進み、いっしょに生きる。すべての子どもたちが笑顔と希望にあふれる環境をつくりたい。</p> 	<p><b>とくしげ 雅之</b> とくしげ まさゆき / 全国船運関係会 前総長 安心・食料・暮らしを大切に政治を実現し、夢と希望のある日本を創るために、「誠実と実行」をモットーに全力を尽くします。</p> 
<p><b>竹内 いさお</b> たけうち いさお / 前 鳥取県知事 私は、「民権」を軸から日本への地方創生を実現します。また、真実を語り、五訂憲法の発効に全力を尽くします。</p> 	<p><b>うと たかし</b> うと たかし / 元 自衛官 外交力の増強により、国際社会をリードする地位を確立し、世界経済の維持と共通価値を高めるための安全保障体制の強化を図る。</p> 	<p><b>藤井 もとゆき</b> ふじい もとゆき / 前 文部科学副大臣 断罪所として、医療、食料、食品安全、そして防災、社会、福祉等、国民生活の安心安全を支える社会づくりのために全力で取り組みます。</p> 
<p><b>青山 繁晴</b> あやま しげる / 株式会社創興 社長 雇用創出を推進し、おのれ自の人生を磨き上げていきたいと思います。日本を再び大国にし、産業を輸出産業の大国とし、自給自足を推進します。</p> 	<p><b>大江 やすひろ</b> おおえ やすひろ / 前 長官府知事 和歌山県産品、参議院議員2期目の高い経験と精神力で、日台友好、国上乗換化、介護現場と異業連携の推進に努めます。</p> 	<p><b>藤木 しんや</b> ふじき しんや / 日本製紙工業会 前会長 30年間の製紙経験、JA組合長経験を活かし、農業者とJAの団結によって、農業者の代表として、現場の声を代りにします。</p> 
<p><b>あぜもと 将吾</b> あぜもと しょうご / 日本労働研究機構 研究開発部長 *きめ細やかなる最前線を受けつづけるに！ *建設費削減や規制緩和で経済と社会に！ *健康寿命の確保で一歩前進を！</p> 	<p><b>小川 かつみ</b> おがわ かつみ / 公認社団法人 日本化学療法学会 前会長 私は国民の命を守ることに専念するリハビリテーション、介護、医療、希少の病気のケアに医療・介護専門職の推進に努めます。</p> 	<p><b>堀内 恒夫</b> ほりうち つねお / 文部科学省 前副大臣 大人も子供も笑顔のあるまち、誰もがスポーツを楽しめる社会づくりを推進し、元気な日本をつくりたい。</p> 
<p><b>あだち まさし</b> あだち まさし / 自民党国上選挙区支部長 自合創生18年、選挙区選出10年という今までの経験を活かし、政治と経済の両面をしっかりと守る政策を推進していきます。</p> 	<p><b>片山 さつき</b> かたやま さつき / 自民党 参議院議員 政府10年で大規模な少子対策の打ち上げが実現、産む人にも合った給付が実現する経済と社会を支える社会政策の推進をします。</p> 	<p><b>増山 としかず</b> ますやま としかず / 経済産業省 北方経済産業部長 地域のために、地域を支える中小・小規模事業者の力に寄り添い、「儲かる地域と事業」を作り出し、元気な日本を取り戻します。</p> 
<p><b>足立 としゆき</b> あだち としゆき / 前 国土交通副大臣 国土交通省で積んだ、インフラ整備や高齢者、障がい者福祉などの行政経験を活かし、国土と命を守る政策を推進していきます。</p> 	<p><b>進藤 かねひこ</b> しんどう かねひこ / 全国土地改良区協議会 前会長 農山村と土地改良区は日本の命綱です。進藤かねひこは安全で安心な食の大切を農地と水、美しい農山村を全力で守ります。</p> 	<p><b>水 おち 敏栄</b> みず おち ともえ / 一般社団法人 日本漁業協会 平和を自ら教育の機軸に尽力し、和久平知事としての使命を自覚します。共に健康で豊かな暮らしを目指し、健康政策を推進します。</p> 
<p><b>伊藤 ようすけ</b> いとう ようすけ / 作家 エンターテインメントの力から地方創生、地方に「コト」をつくり、若者へ活力を与え、命を繋いでいきたいと思います。</p> 	<p><b>自見 はなこ</b> みみ はなこ / 前 参議院議員 誰もが安心して暮らせる社会、誰もが受け入れられる社会をつくりたい。子ども子育て支援、医療・介護・福祉をまちづくり。</p> 	<p><b>宮島 よしふみ</b> みやじま よしふみ / (一社)日本製紙工業会 前副会長 *臨床経験を活かし、国民の健康維持・増進・創生から先を歩んで医療供給体制の確立 *国民が安心して暮らせる地方創生を約束</p> 
<p><b>そのだ 修光</b> そのだ しゅうこう / 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 理事 一歩一歩進歩してこそ社会政策の先導が必ずついて、現場の課題と解決策の策定を促し、力強い子育て支援を先へ進めます。</p> 	<p><b>山 谷 えり子</b> やま谷 えりこ / 前 国務大臣 家庭政策の充実、教育再生、安心な暮らし、高齢者福祉の解決、憲法改正。美しい日本を守るために全力を尽くします。</p> 	
<p><b>たかがい 恵美子</b> たかがい えみこ / 自由民主党 女性局長 希望の代議士として「国民一人ひとりが、美しく、豊かに」堂々たる社会づくりを目指して参ります。</p> 	<p><b>山 田 宏</b> やまだ ひろし / 前 参議院議員 今日本は正念場です。しかしそれを好機と捉え、新しい道を開いていくことが私の政治家としての仕事です。「改革を国政へ」</p> 	

政治は国民のもの

# 自民党

www.jimin.jp

比例代表は、**自民党 比例候補者名** または **自民党** とお書きください。

平成28年  
7月10日執行

# 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙  
管理委員会

# 維新

## 古い政治を壊す。新しい政治を創る。

今の政治は金や権力と癒着する政治家天国！

消費税増税と同時に  
国会議員報酬  
月額約26万円増！  
※H26年 月額約103万円→約129万円

月100万円の  
ポケットマネー  
(使途公開されない文書通信交通費)

大企業から政治家への  
献金は  
年25億円以上！

維新なら  
どうする！

国会議員の報酬を  
恒久的に30%削減！

維新の改革を  
全国へ！

すべての国会議員に経費の  
領収書公開を義務化！

維新の改革を  
全国へ！

企業・団体献金の  
受け取りを禁止！

消費税増税を先送りした今だからこそ、政治家が身を切り財源を生み出す。

### 納税者が納得のいく改革を、全国へ！



代表 松井 一郎

### 比例代表候補者

 <b>片山とらのすけ</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 即日断決、結ばれる男</small>	 <b>あらと英夫</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 医療制度改革と教育の無償化</small>	 <b>石井あきら</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 停滞している日本の成長の妨げなく</small>	 <b>うさみ孝二</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 「さばらざる女」のある日本へ</small>	 <b>梅村さとし</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 日本を元気に！医療改革に全力！</small>	 <b>ギブ剛</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 「おびさかの改革を」で、全国で</small>
 <b>串田誠一</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 マンが戻れば(3選動)車かつは二度潰れ禁止</small>	 <b>さかい良和</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 維新の立役者が維新の改革を全国へ</small>	 <b>島さとし</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 経営と政治を知った男再び政治へ</small>	 <b>鈴木こうじ</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 改革を貫く、地方を貫く</small>	 <b>鈴木のぞむ</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 ふるさとの安心・安全をぼるために</small>	 <b>高橋英明</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 地方から国の形を変える</small>
 <b>ヒグチ俊一</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 維新の改革を全国へ</small>	 <b>中谷ひろゆき</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 維新の改革を全国へ</small>	 <b>矢野よしあき</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 自立国家日本をつくる</small>	 <b>渡辺よしあき</b> <small>元長崎県議・元立憲民主党代表 増収の前にやるべきことがある</small>	 <b>身を切る改革、維新だからできる。</b> <b>おおさか維新の会</b>	

### 比例代表は「維新」または、候補者名をお書きください。



日本のこころ代表  
中山 恭子  
元拉致問題担当大臣

## 消費税増税再延期だけでは不十分

成長戦略、若者応援、老後不安を解消する新発想が「日本のこころ」にはあります！

## 新発想「消費税マイルージ制度」の導入で、実質的な減税を

### 払う消費税から、貯める消費税へ。

景気回復の新発想！消費税マイルージ制度

飛行機に乗るとマイルが貯まるように、消費税を払うとマイルが貯まって、65歳を超えた時に還付される制度を私たちの党は提案しています。

今年9月の参院予算委員会、安倍総理からこの制度に対して、消費を活性化するための建設的な提案であると評価を受けました。

日本のこころ  
日本のこころを大切に  
(略称「日本」)

**新** 全く新しい成長戦略  
消費意欲を喚起し、経済成長へ

**発** 社会保障を発展させる  
払うほど貯まっていく、老後の安心

**想** 次世代への想い  
一般消費者に手を付けず、次世代にツケを残さない

政綱の詳解はWEBで  
日本のこころ 検索

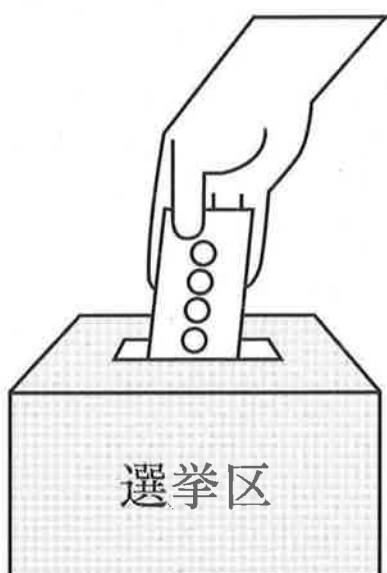
### 比例代表候補者



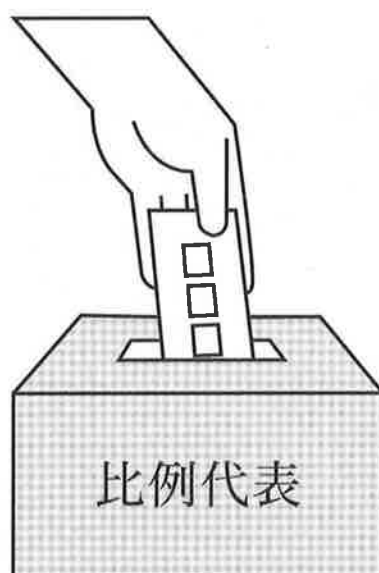
### 比例は「日本」と書けば、日本が変わる。二枚目の投票用紙は、「日本」とお書きください

選挙区は  
候補者名を書いて

比例代表は  
候補者名または政党名  
のいずれかを書いて



うすい黄色の投票用紙



白色の投票用紙

投票用紙をまちがえないように投票しましょう。

日本の将来を決めに行こう。

～選挙権年齢が18歳以上に引下げられました～

参議院議員通常選挙  
7月10日(日)投票日

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

